

## 第五章 律令制の衰退と大掾氏の発展

都が奈良から長岡京を経て平安京に移り、国政はやや転換の様相を示したが、なお律令政治の体制は約一五〇年近く維持された。この平安時代初期で、新都の造営とならぶ朝廷の大事業は、蝦夷の平定と律令政治の再建とであった。

まず奈良時代の末に起こった大規模な蝦夷の反乱は、鎮定に失敗して意外な窮境におちいったまま、この時代に引き継がれた。これをうけた朝廷は、延暦八年（七八九）以後、三回にわたって征討軍を送り、ついに反乱を起こした蝦夷の本拠である胆沢（いざわ）（岩手県水沢市の西北）をおとしいれて城を築き、鎮守府を多賀城（宮城県多賀城町）からここに移し、さらに遠くその北に志波（しわ）城（岩手県紫波町）を構えた。この後、弘仁二年（八一）にも反乱が起こったけれども、これも鎮圧され、奥羽方面の平定事業は、ほとんど終わった。

これは奈良時代より遙かに深く北方に前進したものであり、大成功を収めた事業であったが、兵士の徴発、武器の製造、軍糧の調達などは、いずれも坂東（ばんどう）諸国を中心に行なわれたから、ことに蝦夷の地と境を接する常陸国の平安時代初期の歴史を見るには、この大事業との関係を重視する必要がある。

征夷とならぶこの時代の大事業は、律令政治の再建であった。政府は律令の諸制度を、しきりに当時の実情に適応するように改訂して、その規模を縮小しながら補強しようとした。しかしその努力にもかかわらず、貴族・寺院の大土地所有によって、律令国家の基礎を支える土地公有の制度が崩れはじめ、班田制はしだいに停滞するようになった。延喜二年（九〇二）の官符は、諸国が五、六〇年間班田を行なわないことを述べている。それと共に、公民制も崩れていったから、租税の徴収

が困難になり国家財政の根底がゆらぐことになった。そして常陸国の情勢も、この一般的傾向から外れるものではなかった。

藤原氏が朝廷の重要な官職を独占し、やがていわゆる摂関政治を展開した平安時代中期約一五〇年間は、中央集権の政治はただ形を止めるにすぎなくなった。全国の土地はほとんど庄園になり、おびただしい庄園の寄進をうけた中央貴族は、栄華をきわめたけれども、地方政治はことごとく乱れ、諸国に土着して財力と武力とをたくわえた貴族や地方豪族が、いわゆる武士団の中心となって、あるいは相互に争い、あるいは反乱を起こすものさえあった。その中でも重きをなしたのは、桓武平氏と清和源氏とであるが、東国でいえば、天慶二年（九三九）、下総より起こって常陸の国府をおとしいれ、さらに下野・上野などの国を奪った平将門らは、武士の勢力が歴史を動かすまでに成長したことを示すいちじるしい例である。しかもこの乱を鎮定したのは、同じく平氏の平貞盛と、下野国の武士を率いる藤原秀郷とであった。そして平貞盛の子孫が常陸平氏、すなわち大掾氏の嫡流であって、各地に一族が発展した。

この将門の乱は、東国を荒廃させるとともに、中央政府の統制からひき離す一因となった。拾芥抄（しゅうかいしょう）に引用された天慶八年（九四五）の、大外記三統公忠の勘進によれば、当時の諸国の貢納品を上、中、下、無品、匱（そ）、不貢の六等級に分けて、常陸は伊豆、相模、武蔵、上総、下総、上野、下野と並んで匱国に入っている。

この時代には、国司はたいてい遙任（ようにん）と称して実際に赴任せず、目代などという代理者に任せ、国衙（が）の官人もほとんど土着の豪族が世襲していた。しかも国衙の力はわずかな公領に及ぶにすぎず、多くは武士の庄園になってしまったのである。この傾向はいわゆる院政から平氏政権の時代にいたる平安後期百年間に、ますます増大

し、地方制度は全く崩壊し、新興の武士が実力に応じて勢力を拡大して行くのである。

以上のような一般的情勢の推移の中に、この時代の水戸地方の歴史を述べよう。

## 第一節 律令制度の改廃と那珂郡の分裂

### 常陸の国勢

まず平安時代初期の常陸の国勢を概括するために、田積を見よう。農業が最も主要な産業であった当時では、耕地の面積の大小は、直接その地方の国勢に関係する。

和名抄に記されている諸国の田積は、だいたい大同～弘仁年間（九世紀初期）のものとみてよい（1）。これによれば、常陸国の田積は四万九二町六段一一二歩（三六〇歩＝一段、以下同じ）で全国第二位である。第三位は武蔵国の三万五五七四町七段九六歩、ついで坂東諸国をみるに上野・下野両国が何れも三万町余でそれぞれ第五位・第七位を占めるが、上総国は二万二千町余、下総国は一万六千町余に下る。第一位は陸奥国の五万一四四〇町三段九九歩であるが、常陸国の郡の数が一一であるのに対して、陸奥国は三六郡にまたがり、しかも鎮定の途上にある国であるから、これは別にしなければなるまい。そうすると、常陸国は実質上、全国第一の田積を有する、大国であったとしてよい。

したがって、常陸国は延喜式に規定された官稲の出挙（すいこ）でも、全国最大の数量が課せられていた。当時の政府の税制は、租・調・庸ではなくて、出挙を中心としていた。つまり政府が諸国の正倉（しょうそう）に保有している稲を、春に貸し付けて、秋に利稲をつけて返納

させる出挙によっていたのである。利率五割の利稲が政府の収入となるのであって、延喜式制定の当時には(2)、すでに土地の面積によって強制貸し付けが行なわれ、一種の地税になっていたと思われる。したがって、常陸国は全国最大の課税額を負っていたと見てよい。その数量を挙げると、各項目の出挙稲を合わせて一八四万六千束に達する。全国第二位は陸奥国の一六一万二七一五束であり、坂東諸国をみると、武蔵国が一一三万束余、上総・下総が百万束余、上野・下野が八〇数万束でこれに次ぐ。

なお延暦十一年(七九二)、辺要の国だけを除いて、兵士を廃して健儿(こんでい)が置かれたが、その人員も延喜式の規定では、常陸国は二百人で、近江国とともに全国第二の規模をもっている。第一位は陸奥国の三二四人であるが、これも例外とみるのがよかろう。坂東諸国をみると、武蔵国・下総国が一五〇人、上総・上野・下野の諸国は百人である。

このように平安時代初期の常陸国は、坂東諸国の中ではもちろん、全国を見わたしても、実質上最大の田積を持ち、かつ最大の課税を負う大国であった。

また常陸国の郡・郷の構成を、和名抄によって調べると(3)、新治郡一一二郷、真壁郡一七郷、筑波郡一九郷、河内郡一七郷、信太郡一一四郷、茨城郡一八郷、行方郡一一七郷、鹿島郡一一八郷、那珂郡一二二郷、久慈郡一二一郷、多珂郡一八郷である。常陸国風土記によれば、那珂郡(前章の奈良時代では「那賀郡」を用いたが、平安時代以降では、那珂郡を用いることとする)は鹿島郡に五郷を割いているというが、平安初期でも、じつに二二郷をもち、郷数でいえば、常陸一一郡中最大であった。

つぎに当時の常陸国の物産を調べてみよう。これには延喜式に挙げ

られている常陸国関係の貢納物が参考になる。その品目を整理すると、米、絹糸・絹織物・麻・麻織物などの繊維および繊維製品、鹿皮・牛皮などの皮革類、鮫（あわび）・干物・海藻などの海産物、紫草・紅花・茜（あかね）などの染料、青木香・桔梗など二五種の香木、薬草類・筆・紙・蓆（むしろ）・瓢・酒樽・鞍橋（くらほね）・鞆（しりがい）など各種手工業製品および馬などである。この中には、あるいは他国から調達して貢納するものも含まれているかもしれないし、またこれで常陸国の物産がつきるものでもないが、当時の国産の概況を知ることができよう。しかも那珂郡には、水田・山林・原野はもちろん、海浜もひろがっていることを考えると、以上の常陸国の物産の中で、とくに那珂郡に産しない品目は見当たらないであろう。また那珂川・久慈川などには、鮭・鮎・鮒の類も産したであろう。

なお那珂郡に鹿島神宮の用材林のあったことが、三代実録の貞観八年（八六六）正月二十日の条に出ている。これは平安時代初期の本郡の物産について明記した唯一の記事であるから、具体的に述べておこう。常陸国鹿島神宮司は、これよりさき、同神宮すべて六箇院は二〇年間に一度修造を加えること、そのための用材は五万余枝、工夫は延一六万九千余人、費用は稲一八万二千余束を要すること、「宮を造るの材を採るの山、那珂郡に在り、宮を去ること二百余里、行路嶮峻、挽運煩多」いこと、つまり用材林が二百余里（今の二七里余）をへだてた那珂郡にあって、輸送が容易でないことを述べ、さらに用材は多く栗を用い、かつ栗は植樹しやすく生長も早いという理由を挙げ、神宮付近の空地に栗五千七百株および杉三四（万）株（4）を植え、これを神宮司の管理下におくことを請い、太政官は同日許可したというのである。この記事によって、那珂郡には、おそらく栗・杉を主とするかなり広大な鹿島神宮の用材林のあったことがわかる。しかも伐採したあとには、

苗を植えたに相違ないからすでに林業が同郡に行なわれていたといえよう。

## 律令制度の改廃

平安時代初期の常陸国の国勢は、大体このようであるが、律令制度改廃の動きは常陸国の国司制度にも及び、親王任国制が起こる(5)。当時親王は八省(中務省、宮内省など)の卿(長官)と地方官の大宰帥(だざいのそち)に任ぜられていたが、天長三年(八二六)九月六日の官符(6)によって、八省の事務を刷新するため、親王卿を一兩人にとどめて、その代わりに地方官に親王を補任することになった。常陸国は上総・上野両国とともにその選に入り、守は太守と改められた。律令の規定では親王の任ぜられる地方官は、唐の辺境鎮護の官である都督にならった大宰帥に限られている。西の大宰帥に対して、新たに親王の官とされた地方官が、坂東三国の大守であったのは、偶然ではあるまい。延喜式の規定によれば、三国とも大国・遠国と規定されているし、いずれも蝦夷鎮定の基地ともいべき位置にあったから、あるいは西の大宰府に対する意義が認められるかもしれない。

常陸国などの三国は、天長三年の官符によって、親王太守を頂くとともに、その貢納物を割いて、無品親王(一品、二品などという位階を帯しない親王)の費用を支えることになった。この点からみると、あるいは大化以前に皇子の費用のために東国に部民が置かれ、おそらく大化以後も特殊な関係が続いていたことも、常陸など三国が親王任国に選ばれた一因であったかとも考えられよう。

ともかく親王任国制は官符が出て、直ちに実施にうつされた。天長三年十一月二十四日付の東寺請曳材案(7)に、すでに常陸守親王・上総守親王・上野守親王という名称が挙げられている。帝王編年記は同

年九月、賀陽親王が常陸太守に任ぜられたとしている。こうして平安時代中期にかけて、約一五〇年の間親王が常陸太守に任ぜられたのである。ところが親王太守はいわゆる遙任（ようにん）であって、実際に国衙に赴任しないという建て前であったから、国衙の長官は介（すけ）であった。もちろん常陸など三国の場合も、守（かみ）が遙任であった先例はあったけれども、天長三年以後は、制度の上で太守は遙任であり、実務を執らず、したがって責任も負わないことになったから、介は事実上、長官であった。その上、この三国の介は親王太守とその名を列ねるため、諸国の介に比べて甚だ名誉ある官であった。そこでとくに揚名介（ようめいのすけ）と称せられた（8）。鎌倉時代初期に平基親が撰した官職秘抄によれば、太政官の外記や史を経た者を、この三国の介に任ずることはなかったという。

このように常陸国は平安時代初期では、親王を太守に頂く皇室にゆかり深い要国であり、また鹿島神宮の鎮座によって、藤原氏とも関係の密接な大国でもあった。

いわゆる親王任国制は、律令制度を改訂して中央の政務を刷新するため、新たに常陸など三国の太守を親王の官にあて、かつこの三国に無品親王の費用を負わせるものであったが、ことに常陸国は陸奥・出羽両国平定の基地として、奈良時代に引き続いて重要な役割を果たした。あるいは兵士を送り、武器・軍糧の補給に当たり、あるいは開拓民を入植させ。あるいは帰順した蝦夷を国内に移住させるなど、奥羽平定の事業の基地であったといつてよい。延暦七年（七八八）三月三日に、明年三月を期して多賀城に東海・東山・坂東諸国の歩兵・騎兵五万二八〇〇余の集結を命じた時も、徴集すべき戦士として当てられたのは、先年来従軍して勲位を帯する者ととともに、とくに常陸国神賤であった（9）。常陸国の神賤の実態は明らかでないが、ともかく神社の領有

する人民で、貢納や労役に従い、一般人民の下に位するものであったろう。なかには帰順した蝦夷も入っており、あるいは一般人民でありながら、これにくりこまれているものもあった。宝亀十一年（七八〇）十二月二十二日に、常陸国で、もれていた七七四人を神賤に編入することが許されているから（10）、おそらく同国には千単位の神賤がいたであろう。また、その多くは鹿島神宮の所有であったと思われる。いずれにせよこの常陸国の神賤は勇猛をもって聞えていたのであろう。そこで帯勲位者ととともに、蝦夷鎮定軍編成の中核をなしたのである。

この時代に行なわれた常陸国の駅制の改廃も、奥羽の平定のために、すでに維持することが困難になっていた駅を思い切って整理し、陸奥国との連絡路を実質的に強化するものであった。弘仁三年（八一二）十月二十八日に、安侯・河内・石橋・助川・藻島・棚島の六駅を廃して、小田・雄薩・田後の三駅を新設したことが、日本後紀にみえている。ただし、延喜式では小田が山田になっている。これは山田が正しいのであって、小田は誤写であろう。

「新編常陸国誌」は山田駅の位置を勝田市勝倉に求めているが、これは国府（石岡）との距離と、勝倉のいわゆる長者宅址とにひかれたためであろう。しかし山田は風土記および和名抄にみえる久慈郡山田、今の金砂郷・水府両村の山田川流域に求めるのが穏当である。旧山田村を無視してはならないであろう。また新編常陸国誌は、雄薩駅の位置を久慈郡金砂郷村大里に求めているけれども、これも勝倉からの距離と、大里の長者宅址と、大里という地名にひかれたにすぎない。地名からいえば、里美村に併合された旧小里村にあてるべきであろう。小薩の薩は、風土記の薩都、和名抄の佐都であって、ヲサツ→ヲサト→ヲザト（小里）と転じたと考えてよい。

この駅の改廃は陸奥国の駅路の変更と相応するものであった。すで



に陸奥国では、延暦二十四年（八〇五）に、「不要」という理由で海道諸郡の伝馬が廃止され、続いて弘仁二年（八一）四月二十二日には海道の一〇駅が廃止されると同時に、「常陸の道を通じ」、「機急を告ぐる為」に長有・高野二駅を新設している（11）。したがって翌三年に行なわれた常陸国の駅路の整理は、これと呼応するものであって、そのため藻島・棚島などの海道の駅は廃止され、陸奥国との連絡路は、多賀郡から久慈郡に移されたとみななければならない。陸奥国の高野駅は和名抄の白河郡高野郷、今の福島県東白川郡矢祭町高野であろう。ここから明神坂を越えて常陸国雄薩、つまり旧小里村に入り、山田、つまり旧山田村を経て国府、つまり今の石岡市に達したのである。元来、律令の規定では、三〇里（今の四・一七里弱）ごとに駅を設け、駅馬は駅戸に飼育させ、かつ駅戸の耕作する駅田の収穫をもって駅馬を補充させることになっていたが、これはすこぶる困難なことであり、しだいに駅制は衰えてきた。平安初期では駅の維持は駅戸の負担ではなく、郡の負担になっている。しかも維持するのが困難になった駅を整理し、規模を縮小して、実質上の連絡の強化を図ることは、全国的に行なわれているのである。常陸国では、海道の駅の外にも、弘仁六年（八一五）には、板来駅（潮来）が廃止されている（12）。

ただし、延喜式には山田・雄薩・田後とともに、安侍・河内二駅も載っている。延喜式の記載には、しばしば混乱や不統一が見られるけれども、この場合は助川・藻島・棚島三駅が記されていないから、やはり弘仁三年の改廃の駅制とは別のものと考えられよう。つまり安侯・河内二駅は後になって復活したとみななければなるまい。おそらく国府（石岡）と山田駅（旧山田村）との距離が、実際に駅馬の往復に堪えられなかったので、特別の財政的措置を講じて、中間の二駅を復旧したのであろう。しかし、いずれにせよ弘仁三年に河内駅が廃止されたという

日本後記の記事を疑うわけにはいかない。

以上の駅路の所在については、確証はなく、おおむね推論の域を出ないので、今後の研究上の参考とするため、常陸国の駅家の名・出典・位置についての諸説などを表示しておく。(第四章第二節の駅制関係の記事と共に参照のこと)。

第1表 常陸国の駅家

駅家名	出典	位置についての諸説	備考
榎浦駅	風土記信太郡条	稲敷郡江戸崎町（新国誌） 同郡東村市崎（地名辞書） 同村阿波崎、竜ヶ崎市大徳	「榎浦之津」に置かれた駅、名称不明、あるいは榛谷駅に当たるか。
榛谷駅	延喜式	稲敷郡江戸崎町羽賀・君山	駅馬二疋、九条家本延喜式の書入によれば、弘仁式または貞観式に「坂田」とあったらしい。
曾尼駅	風土記行方郡条・延喜式（曾禰に作る）	行方郡玉造町玉造付近	延喜式の「曾禰」を曾尼駅とは別と考え、土浦市の台地に比定する説（地名辞書）あり、駅馬五疋。
板来駅	風土記行方郡条・後紀	行方郡潮来町潮来	弘仁六年十二月廃止。
安俣駅	後紀・延喜式	西茨城郡岩間町安居	弘仁三年十月廃止、但し延喜式に見える、駅馬二疋。
大神駅	風土記新治郡条逸文	笠間市大郷戸・稲田	
河内駅	風土記那賀郡条・後紀・延喜式	水戸市渡里町・中河内町付近	弘仁三年十月廃止、但し延喜式に見える、駅馬二疋。
平津駅	風土記那賀郡条	東茨城郡常澄村平戸	
石橋駅	後紀	東茨城郡常澄村東前（新国誌） 那珂郡東海村白方（地名辞書）	平津駅の移されたものかという（新国誌）、弘仁三月十日廃止。
助川駅	風土記久慈郡条・後紀	日立市助川町	弘仁三月十日廃止。
藻島駅	風土記多珂郡条・正倉院調布墨書・後紀	多賀郡十王町伊師	弘仁三年十月廃止。
棚島駅	後紀（一本「棚橋」に作る）	久慈郡里美村折橋（新国誌） 北茨城市磯原町（地名辞書）	弘仁三年十月廃止。
田後駅	後紀・延喜式	日立市田尻町（新国誌） 那珂郡大宮町大賀・村田（地名辞書）	弘仁三年十月新設、駅馬二疋。
山田駅	後紀（小田に作るは誤りか）・延喜式	久慈郡水府村松平〔旧山田村〕（郡郷考） 郡珂郡山方町山方（地名辞書） 勝田市勝倉（新国誌）	弘仁三年十月新設、駅馬二疋。
雄薩駅	後紀・延喜式	久慈郡金砂郷村大里（新国誌） 大子町頃藤（地名辞書）	弘仁三年十月新設、駅馬二疋、九条家本延喜式の書入によれば古式には「刑部」とあったらしい。

注 「出典」欄の風土記は常陸国風土記、後紀は日本後記の弘仁三年十月癸丑条、或は弘仁六年十二月戊午条、延喜式は卷二十八兵部省式駅伝馬条をさす。

「位置についての諸説」欄の新国誌は中山信名著「新編常陸国誌」、地名辞書は吉田東伍氏編「大日本地名辞書」をさす。

## 那珂郡領家の衰微

弘仁三年に、常陸国から陸奥国への連絡路が、多賀郡経由から久慈郡経由に変更されたことは、多賀郡の三駅が維持できなくなったという理由もあろうが、やはり陸奥国の海道諸駅の改廃が主な原因であろう。しかしながら、この変更に関係なしに河内駅は重要であったはずである。山田駅へ出るにも、多賀郡に新置された田後（今の日立市田尻であろう）に連絡するにも、ここを経由しなければならなかったであろう。その河内駅が廃止されたのは、必要がなくなったからではなく、維持することができなくなっていたからであるに相違ない。これに対して、久慈郡に二駅が新設されたことは、やはり同郡にこれを維持する力が期待されたものと見るべきであろう。ともかく弘仁三年の河内駅の廃止は、那珂郡の財政の衰退を示す一つのあらわれと考えなければなるまい。奈良時代の末期に私穀三千石を陸奥の鎮所に献じた郡司宇治部氏の名が、平安時代の史料にまったく見当たらないのは、その勢力が失われたためであろう。

また那珂郡の郡衙や郡司の居宅があったと推定される渡里町の台渡に、大領宇治部氏が郡内の財力を集中して建立したと考えられる徳輪寺も、その廃墟の調査によれば、出土瓦の様式などからみて、平安時代に下って廃絶したらしい。それは火災にあったらしく、その焼跡に何か後身の建築がたてられたかどうかは明らかでない(13)。宇治部氏の勢力を象徴する宏壮な徳輪寺も、平安時代のいつ頃か焼失し、ついに再建されなかったのであろう。おそらく平安初期に宇治部氏が衰微するとともに、徳輪寺の威容も傾き、一度焼ければこれを再建する勢力を見出すことができなかつたのであろう。

元来、律令制度は、郡司に対して大化前代からの地方豪族としての特別な立場を認めており、譜代を重んじて世襲を許し、かつ終身の職

としている。たとえば年月を欠くけれども、天平二十年（七四八）のものと思われる他田日奉部直（おさだのひまつりべのあたひ）神護の解（げ）状（14）は、彼の祖父・父・兄が大化以来、下総国海上郡の大少領を世襲してきたことを述べて、自ら同郡の大領に任ぜられることを請うている。これに対して、国司には六年という任期があり、さらに四年に短縮された、したがって国郡司と併称されるように、国司は郡司を介して管内の実務を掌握したのである。もちろん郡司は国司の厳重な監督を受けたけれども、律令地方制度の組織を巧みに利用しながら、地方豪族としての勢力を拓げていったものと思われる。奈良時代の末近く建立された徳輪寺の壮大な規模は、こういう性格をもった宇治部氏の勢力の一つのあらわれであろう。

ところが平安時代の初期に国司制度はしだいに崩れる傾向にあった。つまり国司の守だけでなく、介・掾（じょう）・目（さかん）も実際に任国に赴かないようになり、地方の行政事務は国衙に常住する下級職員に任かされることになった。彼等は不在国司に対して、在庁（ざいちょう）とか在庁官人とか呼ばれた。こういう形勢の中で郡司家はいよいよその実力を蓄積したのであろうが、また郡司で在庁官人になった者も少なくない。平将門の乱の初め、将門と争った武蔵国足立郡司武芝は、将門記によれば判官代であった。郡司が在庁官人に進出した早い例の一つである。ところで宇治部氏は、あるいは平安時代初期でも、郡司の職を失わなかったかもしれないが、勢力はすこぶる衰えたに相違ない。河内駅家の廃止といい、徳輪寺が再建されなかったらしいことといい、宇治部氏の衰微を推定する根拠は少なくない。もし宇治部氏が往時の勢力をもって、那珂郡を圧する豪族として健在であったとすれば、将門記に出てこないはずはない。将門の乱は那珂・久慈にも波及している。将門が平貞盛を探索するためこの地域に入ったとき、郡境

に彼を迎えたのは、将門記に「藤原等」、つまり藤原氏等であったと記されている。那珂郡の豪族は宇治部氏ではなく、藤原氏の土着した者であったのである。この藤原氏がいかなる系統に属するものであったかは明らかでない。下野国の豪族藤原氏は、尊卑分脈と吾妻鏡に引かれた小山朝政の申状によれば、左大臣魚名の孫豊沢が、下野掾に任ぜられて押領使を兼ね、その孫秀郷がさらに押領使に任ぜられて以来、十三代数百年この職を世襲して小山朝政に至ったという。その弟が結城七郎朝光である。他方、この秀郷流藤原氏は、平安末期には常陸にもひろがり、そのうち水戸付近では那珂氏が頭角をあらわした（第四節参照）。しかし将門の乱のころ、すでに秀郷流藤原氏が那珂郡に土着していたかどうか、明らかでない。いずれにせよ、将門記の藤原氏等とは、おそらく国衙の下級官人に任ぜられた藤原氏が土着したものであろう。

このように平安時代の初期に、郡領宇治部氏が没落し、その後に藤原氏等が土着していたとすれば、それはこの地域にとって大きな変動であったといわなければならない。しかもこの藤原氏も名はあがらず、やがて大掾氏の勢力が及ぶ。また平安時代末期には清和源氏の国井氏が起こったけれども、常陸国に頭角を現わすにいたらなかった。しかし平安時代末期近くに、一守（いちもり）（一盛）長者の伝説が伝えられていることは、何か渡里台地の繁栄を暗示するものであるかもしれない（第四節参照）。

## 吉田郡の成立

平安時代初期、郡領宇治部氏の衰微の徴証が史上に現われる頃、じつは那珂郡そのものが二分される形勢にあった。将門記は将門の乱後間もなく書かれたものであるが、すでに「奈何・久並一両郡」という郡

名とともに「吉田郡」という称呼が見えている。奈何は那珂、久並は久慈の誤写であろう。吉田郡というのは、おそらく正式に政府によって認められた郡名ではなく、私称・俗称であろう。平安時代末期、さらに那珂郡は那珂東・那珂西の二郡に分かれ、久慈郡は久慈・佐都の二郡に分かれ、さらに久慈東・久慈西・佐都東・佐都西の四郡に分かれている。このような郡の分裂は全国いたるところに見られるが、いずれも地方豪族の手によって行なわれたものである。那珂郡と吉田郡との分裂は、こういう例の一つであろうが、その時期がすこぶる早い点に注目しなければならない。将門記に出ているのであるから、承平・天慶のころ、つまり十世紀の前半には、私称であるにせよ、吉田郡が成立していたのである。しかも仁平元年（一一五一）四月八日の留守所下文に（15）、「吉田郡倉員」あるいは「郡司名田」などと見えているから、平安時代末期までには公認された郡になっていたのであろう。

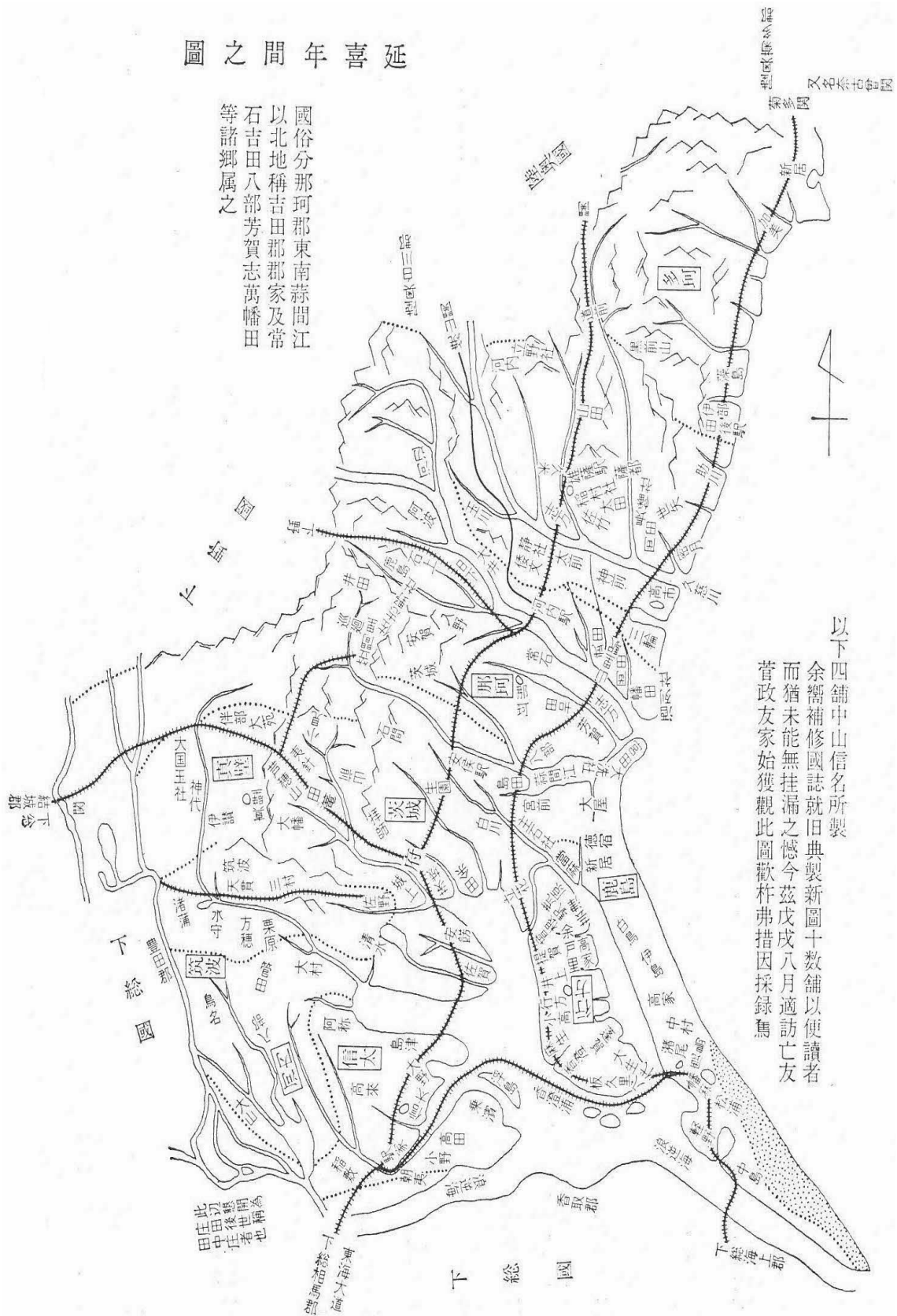
吉田郡の中心が、吉田神社の所在地である和名抄の那珂郡吉田郷（今の吉田・宮内町）であったことは、その郡名からも推察できよう。吉田神社という社名は、おそらく吉田という地名から出ているのであろうが、ここで注目されるのは、延喜式の神名帳に同社が名神大社に列していることである。これに対して宇治部氏の本拠であった大井郷の大井神社は、官社ではあるが小社にとどまっている。次節で述べるように、那珂郡で最初に官社に預かったのは大井神社であるが、吉田神社はあとから官社に列し、しかも大井神社の社格を越えて大社に進み、さらに名神に預かっている。こういう事情を考えると、あるいは、かつて下総国海上国造部内の一里（郷）と常陸国那賀国造部内の五里（郷）とをもって鹿島神郡が別置されたように、吉田神社の神威によって、これを奉斎する勢力が、那珂郡のほぼ三分の一を神郡に准ずるものとして分割することを図ったのであるかもしれない。宝亀十一年（七八

○) 十二月二十二日、政府は常陸国が脱漏した神賤七七四人を神戸に編入することを許したとき、とくに同国の神司がみだりに良民を神賤とし、「靈異に仮託して」法秩序を乱していることを責め、今後同類の申請を提出することを禁じている(16)。こういう例は常陸国に限ったことではあるまいが、ともかく同国では神社の勢力がはなはだ盛んであって、神社に対する崇敬を悪用し、靈驗にことよせて良民を神社所有の賤民に繰り入れるようなことまで行なわれているというのである。こういう状態は平安初期でも同様であったろう。しかも鹿島神宮の鎮座する所に鹿島郡があり、筑波神社の鎮座する所に筑波郡がある。次節で述べるように、当時その祭祀が著しく発展して、神階では右の二社に次ぐようになった吉田神社の神威に仮託して、同社を奉斎する勢力が吉田神郡の名を称し、それが俗称・通称となり、やがて公認されたと考えることも、あるいは許されるのではなかろうか。



延喜年間之圖

國俗分那珂郡東南祿間江  
以北地稱吉田郡郡家及常  
石吉田八部芳賀志萬幡田  
等諸郷屬之



以下四舖中山信名所製  
余嚮補修國誌就旧典製新圖十數舖以便讀者  
而猶未能無挂漏之憾今茲戊戌八月適訪亡友  
菅政友家始獲觀此圖歡忭弗措因採錄焉

第1図 延喜年間の常陸国図 「新編常陸国誌」(上巻口絵)所収

この新興の吉田郡の範囲は、もちろん明らかではない。しかし新編常陸国誌に中山信名の作製した「延喜年間之図」（菅政友家で発見されたという）が載せられており、これには吉田郡は出ていないけれども、次のような書き入れがある。（漢文体を書下しにする）

「国俗、那珂郡の東南、蒜間（ひるま）江以北の地を分ちて吉田郡と称す。郡家及び常石（ときわ）・吉田・八部・芳賀・志万・幡田等の諸郷これに属す。」

吉田郡の南の境界が蒜間江であるという説は、将門記に「吉田郡蒜間之江辺」において、将門が貞盛の妻を捕えたという記事があるから信用してよい。蒜間はヒルマ、今の涸沼（ヒヌマ）であるに違いないし、当時の涸沼はおそらく入江であって、今の涸沼川は当時の入海のくびれた部分であり、また涸沼の水は今よりもかなり西に伸びていたであろう。したがって吉田郡は南は鹿島郡と、涸沼を隔てて境を接していたと思われる。また吉田郡の中心が吉田郷であったとすれば、東の境界線は海岸線そのものであったに相違ない。しかし西の境界線は吉田郷の西部であるとしかたないし、北の境界線も明らかにすることができない。したがって成立当時の吉田郡が、この地図の書き込みに列挙されたような六郷を含んでいたかどうかを推定することはなかなか容易でない。ただしその境界線から考えて、那珂郡の東南の数郷を含むことは確かであろう。

ところでこの六郷のうち常石はトキワであり、後には常葉または常磐に作っている。元の上市から常磐町・根本町・松本町に及ぶ地域であったらしい。この地域は鎌倉時代には明らかに吉田郡に属している。建仁二年（一二〇二）閏十月二十九日の下文は（17）、吉田社領蛮墓（袴塚）郷と常磐郷とに「先例に任せて」朔幣田を勤仕することを命じているから、鎌倉時代に常磐郷に吉田社領があったことは確かである。し

かも先例に任せて課役を命じているのであるから、吉田神社と常磐郷の関係は古いものであったに違いない。ただし常磐郷が吉田郡成立の当初から同郡に含まれていたのか、あるいは後から編入されたものであるのかを推定するための、たしかな手懸りがないのである。

- 注 (1) 村尾次郎氏著「律令財政史の研究」第四章第四節の考証による。
- (2) 延喜式は延喜五年（九〇五）編修に着手し、延長五年（九二七）完成した。
- (3) 池辺弥氏「倭名類聚抄所載の郷名についての一考察」（史学会第五四回大会発表）によれば。倭名抄の郷名は弘仁～承和（八一〇～八四七）年間ごろの資料にもとづいている。
- (4) 寛文十三年松下見林校印本には「卅四萬株」とあり。国史大系本も、或は萬の字を脱したか、としている。
- (5) 親王任国制については、時野谷滋氏「親王任国制の成立と常陸」（茨城県高等教育会「高等教育」一〇）によって記したが、若干補考を加えた点もある。
- (6) 「類聚三代格」卷五
- (7) 竹内理三氏編、「平安遺文」一所収
- (8) 時野谷滋氏「夕顔巻に見える揚名介とその系譜」（「国語と国文学」三二九）
- (9) 「続日本紀」卷三九
- (10) 同卷三六
- (11) 「日本後紀」卷一三よび同卷二一
- (12) 同卷二四
- (13) 高井悌三郎氏「常陸台渡廢寺跡発掘調査概要」
- (14) 「正倉院古文書」三および竹内理三氏編、「寧楽遺文」下所収
- (15)・(17)「吉田神社文書」

(16) 「続日本紀」 卷三六

## 第二節 吉田神社と吉美侯氏

### 名神大社

平安時代初期の那珂地方の歴史に精彩を放つのは吉田神社の発展である。官社吉田神社は大社から、承和十三年（八四六）四月十七日に名神に昇格した（1）。官社とは国家によって奉斎される神社であり、神祇官の神名帳に登録されており、祈年祭にあたっては神祇官から幣帛（へいはく）が供えられた。律令では官社の社格を大・中・小の三社に分けていた。しかし延暦十七年（七九八）から、若干の例外を除いて畿内諸国以外の官社に対しては国衙から奉幣することになり、官幣社と国幣社に分けられた（2）。また社格の区分も変わり、延喜式では大・小の二等になっている。さらにおそらく奈良時代に、大社の上に名神（みょうじん）という社格が加えられた。名神とはとくに由緒も正しく、靈驗も著しく、諸社を代表する神社という意味であろう。国家の重大事件に際しての臨時の祈禱は全天神地祇に対して行なわれるが、これに次ぐ事件については名神に対して行なわれた。延喜式の神名帳を見ると、すべて神々の数にして三一三二座、神社の数にして二八六一所が登録されている。その中で、大社は四九二座、小社は二六四〇座であり、さらに大社の中で名神に列せられた神々は三〇九座（同じ延喜式の臨時祭式では二八五座、この差の生じた理由は不明）である。

常陸国で、延喜式神名帳に登録された神社、いわゆる式内社はすべて二七所であり、二八座の神々を奉斎している。その中で大社は七座を数え、いずれも名神に列せられており、臨時祭式にも名神として臨

時に奉幣される神々の中に、常陸国では同じ七社が登録されている。  
その社名と社伝による祭神とを掲げれば次の通りである。

鹿島神宮（武甕槌命）

大洗磯前薬師菩薩明神社（大己貴命・少彦名命）

静神社（健甕槌命・高皇産霊尊・手力雄命・思兼命）

筑波山神社（筑波男大神・女大神）

吉田神社（日本武尊）

酒列磯前薬師菩薩神社（大己貴命・少彦名命）

稲田神社（奇稲田姫命）

ただし延喜式神名帳によれば、筑波神社だけは二座を奉斎するが、  
他の神社はいずれも一座であるから、祭神は延喜式当時のままでない。

とくに那珂郡については、神名帳の原文を掲げ、かつ社伝によって  
祭神を注記しよう。

那賀郡七座 大二座小五座

大井神社（鹿島明神）

青山神社（五十猛命）

吉田神社 名神大（日本武尊）

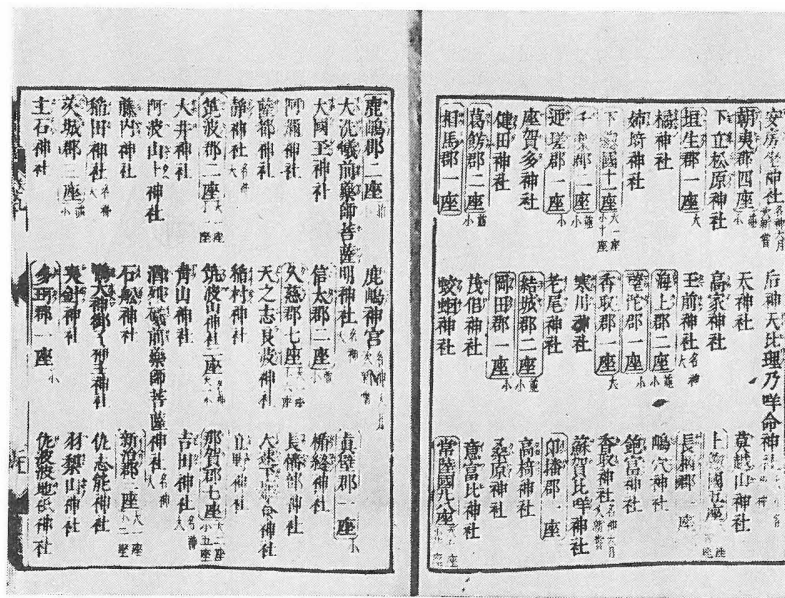
阿波山上神社（少彦名命）

酒烈磯前薬師菩薩神社 名神大（大己貴命小彦名命）

藤内神社（経津主神）

石船神社（鳥石楠船神）

（但し酒烈磯前は酒列磯前である。文徳実録天安元年条には酒列磯  
前となっている。また大井神社の祭神は新編常陸国誌のいうように、  
おそらく建借間命であろう。）



第2図 常陸国廿八座の神社 延喜式卷九（神祇九神名上）

このように常陸国には名神大社を七座まで数えることができるのであるが、他の坂東諸国をみると、相模・上総・下総・下野四国は一座、武蔵・安房両国は二座、上野国は三座を挙げ得るにとどまる。概していえば、祭神の威光がこれを奉祀する氏、集落からその地方に及び、やがて国家の神として神名帳に登録されて官社となるのであるから、祭神とこれを奉斎する氏の勢力、朝廷との関係が官社に預かる重要な理由になる場合が少なくない。したがって神名帳の大社は四九二座の中、二三一座は畿内諸国に鎮座し、またその周辺の伊勢・近江・但馬・紀伊の諸国にも各々十数座を数える。しかしながら逆に壱岐国に七座、対島国に六座、筑前国に一六座、陸奥国に一五座というように、辺要の諸国にも多くの大社が奉祀されている。これは辺境の鎮護にあたり、とくに神々の加護を頼んだからであろう。ところで、常陸国に他の坂東諸国と比較できない数の名神大社が鎮座している理由は、どう見るべきであろうか。あるいは蝦夷平定の前進基地として、坂東諸国中、もっとも重要なためであったとも考えられよう。それとともに、古来とく

に朝廷とゆかり深い国であったためとも考えられ、また鹿島神宮を通じて藤原氏との関係があったことも想起されよう。

しかも那珂郡には、常陸国の名神大社七座の中、二座が鎮座する。一郡に大社二座というのは他に鹿島郡があるにすぎない。また式内社二八座の中、那珂郡は七座を数える。これも、久慈郡の七座と並んでもっとも多い。この両郡に対して、新治・茨城両郡は各々三座、鹿島・信太・筑波三郡は各々二座、真壁・多珂の両郡は各々一座にすぎないし、河内・行方両郡には官社が存在しない。

ところで延喜式の神名帳は、国郡別に官社に預かった順序に書き継いだものという体裁をとっており。とくに整理を加えたあとがない(3)。そうすると那珂郡では、最初に記されている大井神社がもっとも早く官社に預かったものとみられる。続いて青山神社(東茨城郡常北町)・吉田神社の順であろう。酒列磯前神社は五番目に位している。しかし吉田神社は承和十三年(八四六)四月十七日には名神に列せられ、天安元年(八五七)十月十五日に(4)は酒列磯前神社も名神に列せられた。この両社が続いて名神大社に昇格されたのに対して、郡領宇治部の氏神であった大井神社は小社にとどまっている。また吉田神社は、続日本後紀以下の国史にしばしば現われており(5)、承和十三年(八四六)「従五位下勲八等吉田神、名神に預かる」、天安元年(八五七)「従四位下を授く」、貞観五年(八六三)「従四位上を授く」、元慶二年(八七八)「正四位下を授く」と記されている。神々に位階を授けるというのは奇異のようであるが、すでに奈良時代から行なわれていることであり、神々の加護を祈る場合と、靈驗を現わされた神に奉謝する場合が多い。それとともに制度の上からみれば、官社の制と相並んで神社を国家の組織の中に位置づける意味がみられよう。いずれにせよ吉田神の神位が、このようにしきりに進められたのは、神威をたのみ、神恩に奉謝す

る事情が、その当時にあったこととともに、これを奉斎する勢力も増大していたことを暗示するものであろう。

吉田神は元慶二年（八七八）に正四位下に叙せられたが、鹿島郡の「建御加都智命」はすでに承和六年（八三九）に正二位勲一等から従一位に進められ、筑波郡の「筑波男神」は貞観十三年（八七一）に、正四位下から従三位に昇されている。他の神々は五位にとどまるから、吉田神の神位は常陸国において第三位、那珂郡において第一位にあたる。いっぽう大井神社は国史に現われないので、神位も明らかでない。こういう点にも郡領宇治部氏の衰微がうかがわれるのではなかろうか。いずれにせよ名神大社吉田神社の神威は、那珂郡全体に光被（こうひ）する勢を示していたであろう。吉田神社につぐのは酒列磯前神社であるが、同社は天安元年（八五七）八月七日に官社に列し、同十月十五日に「薬師菩薩名神と号せしむ」と文徳実録に記されているだけで神位は見えない。菩薩と号すれば位階は授けられなかったのであろう。続いて三代実録に仁和二年（八八六）に阿波神が従五位下から従五位上に昇叙されたことが記されている。那珂郡の他の神社は国史に現われていない。

## 祭神

吉田神社の祭神は、日本武尊と伝えられている。主祭神を日本武尊と仰ぐ社伝を有する神社の中で、延喜式で名神大社に列せられているのは、吉田神社・建部神社（近江国栗太郡）・苅田嶺神社（陸奥国苅田郡）・大高山神社（陸奥国柴田郡）の四社である。熱田神宮は古来草薙剣を主祭神とし、日本武尊は別殿の一柱として奉祀され、明治二十六年に相殿に配祀されたのである。熱田神宮を除いたこの四社の中で、建部神社が官社に預かっのは貞観二年（八六〇）で（6）、吉田神社より



年代が下る。大高山神社は承和九年（八四二）に、無位より従五位下に叙せられ、貞観十一年（八六九）従五位上に進められた。ただし官社に預かった年も名神に昇された時期も不明である。

苧田嶺神社は承和十一年に、無位勲九等より従五位下に叙せられ、同十五年に正五位下に進められたが、それを記した続日本後紀に「苧田嶺明神」と記されている。名神と明神との異同については、諸説があるが、この場合、明神を名神と同じ意味で使ったように思われるので、承和十五年頃までに、名神に列せられたとしてよかろう。ただし官社に預かった時期は不明である。吉田神社も官社に預かった年代は不詳であるけれども、承和十三年に初めて史料に現われた時は、すでに勲八等従五位下の神位が冠せられている。

このように吉田・苧田嶺・大高山三神社が初めて官社に列せられた時期は承和年間以前であることは確かであるけれども、その時期は明らかでない。そこで承和年間以前に、初めて官社に登録された年代の確かな他の神社の事例を全国的に調べてみると、宝亀・延暦年間（七七〇 - 八〇六）に五五社を数えることができる。しかもその五〇社までがじつに東海道諸国及び上野・陸奥両国に鎮座するのである。またとくに東海道諸国について調べると、宝亀年間に三社、延暦年間に四三社、大同年間は〇、弘仁・天長年間に各々一社、承和年間に七社である。また東山道諸国では、延暦年間に四社、承和年間に三社である(7)。このように東海道諸国では、全く宝亀・延暦年間に集中している。これはもちろん一般的趨勢を示す数字であるにすぎないけれども、那珂郡七官社の中で、年代的に第三番目に官社に預かった吉田神が、およそこの頃神祇官に登録されたのではないかという推測を許すものであろう。また苧田嶺・大高山両神社についても、各々郡内唯一の官社であるから、或はこの頃神名帳に載せられたかとも考えられる。しかし当時

の官社は有位社であることを条件としないまでも、官社に預かれれば大抵数年内に従五位下に叙せられている。したがって承和九年もしくは同十一年まで無位であった大高山もしくは苧田嶺神社が、すでに延暦年間に官社に預かっていたとすると、一般的事例からはずれることになる。あるいは両神社とも官社に列した時期は承和年間まで下るかもしれない。ただし吉田神社については、承和十三年に従五位下をもって明神に列せられているのであるから、まず官社に預かり、次に大社に昇り、さらにこの年に明神に進んだ順序を考えると、同社が最初に神祇官の神名帳に登録された時代を、延暦年間にさかのぼらせることは不可能とはいえない。おそらく吉田・大高山・苧田嶺三神社の中で、官社に列した年代は、吉田神社が最も早いのではなかろうか。ともかく全国で日本武尊を主祭神に仰ぐ社会をもつ神社の中で、その歴史の古さ、由緒の正しさを考える場合、まず第一に吉田神社を挙げなければなるまい。

吉田神社の祭神は、続日本後紀以下には吉田神と記されている。しかし大洗磯前神社についても三代実録は単に大洗磯前神と記すにすぎない。実は三代実録の斉衡三年（八五六）十二月二十九日条によれば大己貴命（おおなむちのみこと）と少彦名命（すくなひこなのみこと）である。つまり同条には、常陸国の上言として、大洗磯前に神が新たに下ったこと、それは一尺ばかりの僧侶の形をした二つの石であること、神が人に憑（つ）いて、自ら「大奈母知少比古奈（おおなもちすくなひこな）命なり」と名乗ったことを記しているのである。こういう例をみると、吉田神というのはあらわな称号ではあるまい。いっぽう、社伝は日本武尊と伝えている。

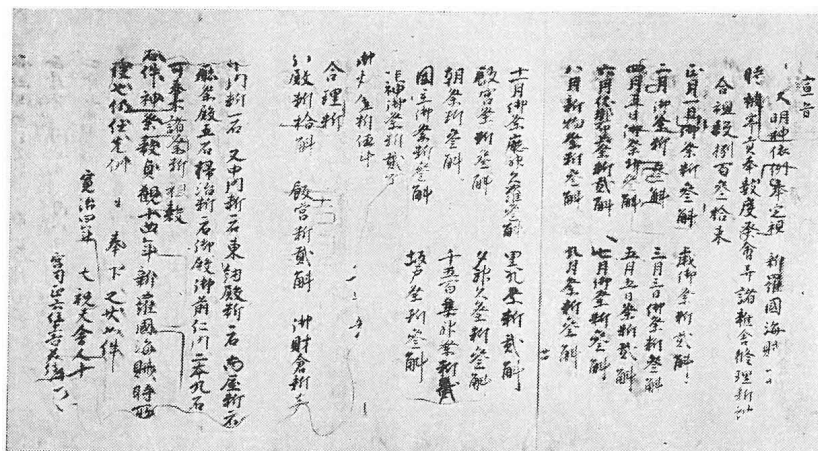
## 蝦夷平定と吉田神

日本武尊は古事記・日本書紀によれば、東国の蝦夷平定するとき、常陸国の新治・筑波を経て甲斐国に入ったと伝えられるし、常陸国風土記にいたっては、特に「倭武天皇」（日本武尊）と記し、総記をはじめ信太・茨城・行方・香島・久慈・多珂郡条等にわたって、日本武尊関係の説話を豊かに伝えている。那珂郡条は今日の伝本に甚だ省略が多く、とくに日本武尊に関係する説話は見えないけれども、近隣の諸郡の条には随処に記されている。また千波湖畔の藤柄神社には、日本武尊が舟をつないだという社伝があるという。いずれにせよ古くから、古事記・日本書紀に記録された神話・伝承が、常陸国に流布していたことは確かである。鹿島神宮の祭神も続日本後紀の承和三年（八三六）および六年条に建御賀豆智（たけみかずち）命と明記されているし、三代実録の斉衡三年（八五六）条の大洗磯前神に関する記事は、大己貴命・少彦名命の国造りの神話が、この地方に行なわれていたことを立証する。

またここで思い起こす必要があるのは、宝亀・延暦年間に新たに官社に編入された神社の、ほとんどすべてが東海道諸国及び上野・陸奥両国に属しているという一般的趨勢である。これはいうまでもなく蝦夷鎮定の事業と密接な関係がある。「坂東の安危」を、この一挙にかけ一大事業に当たって、神々の冥助を憑（たの）むためであったに相違ない。武神である鹿島神は、陸奥国に実は一三郡にわたって三八社に奉祀されてをり、常陸国の鹿島神宮司から、延暦年間以来、この諸神社に奉幣されていたという(8)。鹿島神には勲一等が授けられているが、吉田神にも勲八等、苧田嶺神にも勲九等が授けられている。勲位はいうまでもなく武功に対して与えるのが原則である。したがって、諸神についても、とくに冥助によって武勲が挙げられた場合に、勲位を奉って感謝したものとみてよい。吉田神も苧田嶺神も、数次にわたる征

夷事業に靈驗を現わしたのであろう。

もし吉田神が宝亀・延暦年間の征夷にあたって、神助を仰ぐため官社に列せられたのであり、かつ神威によって武勳があがったために勲位が奉られたのであり、さらに古事記・日本書紀に記録された伝承が、常陸国風土記にみるように同国東部に流布していたのであるならば、吉田神はおそらくあらわには日本武尊であろう。神代史の神々ではなく、人皇の代の日本武尊を神社に奉祀することが平安時代初期において行なわれたとみることは、当時の信仰の風習からみてどうかと思われよう。しかし今日でも、日本武尊を主祭神と仰ぐ神社は数少いのであって、後世に下ってある時代に日本武尊が全国的に奉祀されたと推測されるような形跡はない。また建部神社・白鳥神社などには社名から日本武尊に結びつけることも行なわれたであろうが、吉田神社・大高山神社などにはそれがない。吉田神社の創祀が古く、途中で祭神に関する社伝に変更があったとすれば、それは征夷事業にあたって日本武尊の武勳をしのび、冥助を仰ごうとしたときであり、言いかえれば平安時代初期であろう。いずれにせよ平安時代初期の吉田神社は日本武尊を主祭神として官社に預かり、やがて名神大社に列したのであろう。



第3図 寛治四年の宣旨（写本）吉田神社文書（彰考館所蔵）

## 宮司吉美侯氏

承安二年（一一七二）十二月二十九日付の左弁官下文（9）によれば、吉田神社は吉美侯氏をもって社宜として社務を行なわせていたが、長承のころ（一一三二 - 一一三四）小槻宿禰と交代させたといひ、また寛治四年（一〇九〇）付の宣旨（10）には、「大祝大舎人 [ ]」の左に「宮司正六位上吉美侯 [ ]」と記されている。（第三図参照）したがって平安時代末期に、吉田神社の社務をとっていたのが吉美侯氏であったことは確かである。

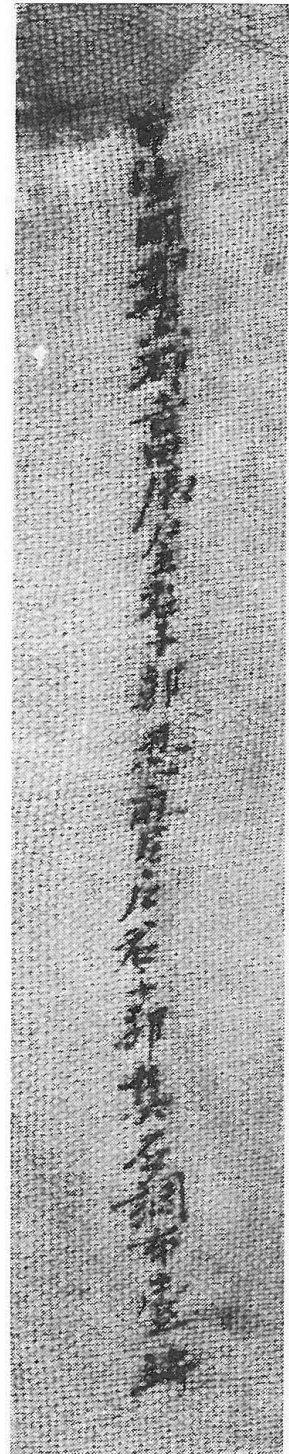
吉美侯（君子・公子・吉弥侯とも書く）氏は俘囚（ふしゅう）の出身である。俘囚というのは帰順した蝦夷の中でも、とくに内地の生活に同化したものを指す用語であり、君子氏の外にも、遠田公・胆沢公のように君・公の姓をもつもの、その他があった。俘囚の居住地は陸奥・出羽両国だけではなく、延喜式その他を調べると実に五ヶ国にわたっているから、事実上日本全国に集団配置されていたであろう。この俘囚の生活を保護する費用にあてるため、諸国で俘囚料の出挙を行なっているが延喜式についてみると、その数量では、常陸国は下野とともに一〇万束で、全国第三位である。一位の肥後国は一七万束余、二位の近江国は十万五千束であるが、坂東諸国を調べると、武蔵国で三万束、上総国で二万五千束、下野国で二万束、上野国で一万束であるにすぎない。常陸・下野両国には他の坂東諸国と比較にならない数の俘囚が配置されていたのであろう。

君子部氏はすでに和銅元年（七〇八）のものといわれる所謂（いわゆる）陸奥国戸籍（11）に見えており、天平宝字元年（七五七）に吉美侯部（12）と改字されているが、続日本紀以下の国史には吉弥侯部と記されたことが多い。この吉弥侯部は国史を調べると、陸奥・出羽両国から日向国に到るまで二〇余国にまたがって配置された証拠をあげること

ができる。もちろん常陸国にも配置されており、那珂・久慈・多珂・茨城の各郡に居住していたことが明らかである。

このように全国に配置されていた吉美侯部氏は、実はさまざまな階層に分かれていた。常陸国の例についてみれば、まず平安時代でもまだ公民に編入されないものがあった。弘仁三年（八一二）に吉弥侯部小槻麻呂等は、願いによって公民に入れられたが、課役を免除された（13）。これに対して、その二年後の天長元年に公子部八代麻呂等二〇人は、課役を負担することを許されている（14）。いっぽう茨城郡の吉美侯酒田麻呂等は、貞観四年（八六二）父母に孝という理由で位を三階進められている（15）。この場合とくに俘囚を慰撫するためであるとしても、ともかく有位者として、一般公民の上に昇るのである。これに対して、奈良時代すでに公民に編入され、課役を負担するものもあれば、さらに郡司になっているものもあった。例えば正倉院の調布の墨書（16）に「常陸国那賀郡吉田郷戸主君子部忍磨戸君子部真石調布耆端 天平勝宝四年十月」と記されたものがある。（第四図参照）つまり天平勝宝四年（七五二）に吉田郷に本貫（その郷において登録され、班田と課税をうける本来の居住地）をもつ君子部真石が、調として貢納した白布が、いまなお存する。また天平宝字五年（七六一）の写経所解に（17）「公子大徳年廿六右手黒子常陸国那珂郡広島郷戸主公子真徳戸口」と見えている（第四章第六図参照）。つまり那珂郡広（鹿の誤か）島郷に本貫をもつ公子大徳は、衛子に従って上京して東大寺の写経所に勤務しているのである。この二例に見える計四名については、俘囚という称呼もついていないし、また前後の記載について一般公民と少しも変わるところがない。外国からの帰化人の子孫が、全く日本人と変わりなくなつたように、この那珂郡のキミコ氏はすでに内地人であり公民であ

って、俘囚という色合いは全くもっていなかったであろう。天平二十年（七四八）四月二十日の写書所解（18）の歴名に見える久慈郡久慈郷の戸主君子浄成の戸口君子島守も同じ例であって、都の写書所等において校生として三年奉仕した理由によって出家を願い出ている。ところが、天平勝宝四年（七五二）に多珂郡から貢納された正倉院蔵の布の墨書（19）には「矢作マ小僧輪調曝（さらし）老端専当国司史生正八位上志貴連秋嶋郡司擬少領無位君子マ臣足」と記されている。じつに君子部（マは部の異字）臣足は、多珂郡の擬少領（擬はなぞらえる意味で、いわば少領代理）として郡内の統治に当たっているのである。俘囚の郡には、俘囚をもって郡領にあてることも行なわれたが、常陸国多珂郡は決して俘囚の地ではない。君子部臣足は当時多珂郡の豪族であったといわねばなるまい。



第4図 「正倉院の調布墨書」 天平勝宝四年那賀郡吉田郷の君子部真石の名が見える（正倉院所蔵）

さらに全国の例についてみると延暦二年（七八三）に吉弥侯横刀は、外従五位下から内従五位下に叙せられ、上野介に任ぜられ、かつ下毛

野朝臣の姓を賜わっている(20)。もちろん地方豪族が大国上野国の次官に任ぜられることはないし、内従五位下に叙せられる筈もない。律令の位階制は五位以下を内位と外位に分けており、叙位の実態を調べると、家柄によって区別されており、内位は出自の高いものにしか与えられない。したがって吉弥侯氏の中には中央貴族に列するものがあったと考えられる。これを裏書するように、新撰姓氏録の左京皇別に(左京に本貫をもつ、皇族の子孫)に吉弥侯部氏が出ており、上毛野朝臣と同祖、豊城入彦命(崇神天皇の皇子)六世孫奈良君の後と記されている。おそらく蝦夷出身の吉弥侯部氏の祖先は、古く毛野国(上野・下野両国)の豪族で征夷に活躍した毛野氏の配下に属し、やがて同族関係に引上げられ、ついには豊城入彦命を祖先と仰ぐことを公認されるにいたったのであろう。ともかく左京皇別として新撰姓氏録に登録された吉弥侯氏は、崇神天皇の後裔であって、内位も与えられれば、国司にも任ぜられたであろう。

これまでに挙げたキミコベ氏の中には、部を除いて単にキミコと称するものがある。或いはキミコはキミコベを統率するものではなかったかとも考えられる(21)。しかし新撰姓氏録の皇別に属するものは吉弥侯部氏であるし、多珂郡擬少領も君子部氏であり、かえって写経所や写書所に勤務するものが君子で、部がついていないから、そういう見方はなりたない。ともかく平安時代初期の吉弥侯部(吉美侯部)氏には、中央貴族に編入されているものもあり、地方豪族になっているものもあり、また公民として課役を負担するものもあれば、免除されるものもあり、一方まだ公民に入らないものもあった。この差はおそらく帰順した時期、皇民化の度合、他の貴族との結びつきの相違から生じたものであろう。しかも吉弥侯氏から下毛野朝臣・上毛野陸奥公等の姓を新たに賜わるものがあったとしても、豊城入彦命を祖先と仰ぐこと



には変わりがないし、一方承和十一年（八四四）の出羽国の伴部氏のように、他姓から吉弥侯姓を賜わるものがあったが（22）、これは他氏が吉弥侯氏と同族関係に入ったのであろう。そうすると新たに帰順した蝦夷が俘囚として、吉弥侯の氏を与えられて、豊城入彦命を祖先と仰ぐ吉弥侯氏の組織にくみこまれ、同氏はさらに上毛野・下毛野両氏と固く結びついていたものと考えられる。

常陸国に例をとってみても、すでに平安時代初期には、郡の擬少領として現われるような地方の豪族となった吉弥侯氏が勢力を張っており、俘囚でこの氏を与えられたものは、集団としてその配下におかれたのであろう。那珂郡吉田郷にこういう豪族吉弥侯氏が勢力を得ていたという直接の証拠はない。しかし史料の極端に少ない奈良時代において、吉田郷に君子部氏が居住し、かつ調の布を貢納したことが確認でき、また那珂郡鹿島郷に公子氏の居住したことも写経所解によって立証できる。この事実は注目に値する。奈良時代にすでにまったく皇民となったキミコ氏が那珂郡に居住していたのであり、おそらくその配下に新たにキミコ氏を与えられた俘囚が加えられたであろう。したがって多珂郡の場合と同じく、この組織を統率する吉美侯氏が、那珂郡の豪族として成長していたのではなかろうか。おそらく中央の吉弥侯部氏と結びつきながら、郡内の新付の吉美侯氏をその配下に加え、しだいに那珂郡に勢力を伸ばしていたのであろう。その吉美侯氏は、長承年間まで吉田神社の社務をとり、寛治四年の文書にもその名が見える宮司吉美侯氏と密接な関係をもつものであったに違いない。

吉田神社が官社に預かり、名神大社に昇格してゆく過程には、征夷という時勢の要因とともに、これを奉斎する勢力と、その勢力の中央との結びつきを考えてよいであろう。臆測が許されるならば、吉田神を奉斎したのは中央の吉弥侯部氏と結びついた那珂郡の豪族吉美侯氏

であったと考えられる。キミコ氏はまた征夷において、重要な働きをしている。宝亀九年（七七八）に、吉弥侯伊佐西古は、蝦夷鎮定の征戦の功をもって二二六七人が叙位に預かったとき、第三番目の賞に列し、或は延暦十五年（七九六）に、吉弥侯部弓取も戦功をもって外従五位下に叙せられるなど（23）、キミコ氏は武勲に輝く家柄である。おそらく那珂郡のキミコ氏もこの征戦に参加したに違いない。常陸国はつねに蝦夷鎮定の基地であった。こういう吉美侯氏が蝦夷平定の勲功の高い日本武尊を崇敬し、また吉美侯氏の武功によって吉田神社が小社から名神大社に発展したとも考えられよう。

### 吉田神社の崇敬と式年遷宮

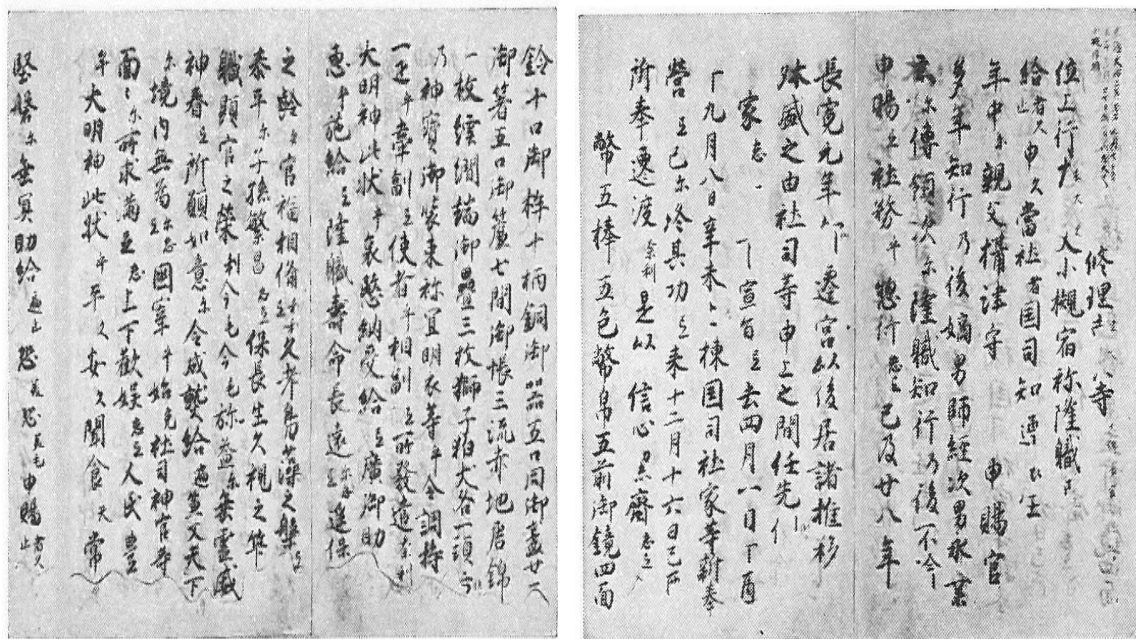
名神大社吉田神社は「国内第三之鎮主、靈驗無二之明神（24）」としてその後永く崇敬されたであろう。吉田神社が常陸国三の宮と称せられたのが、何時ごろからであるか明瞭でないけれども、建暦三年（一一一三）の文書（25）に出ているのであるから、おそらく平安時代に遡るであろう。ちなみに熱田神宮も尾張国三の宮と称せられている。なお常陸国一の宮は鹿島神宮、二の宮は静神社である。ともかく吉田神社は朝廷の尊信もあつく、たとえば貞観十四年（八七二）に新羅の海賊の来襲に備えたときも、吉田神社に祈願するところがあり、祭会および諸雑舎の修理料として、八三〇束の租穀を年々寄進することになったという（26）。

また建暦三年四月十五日付左弁官下文（27）にも、天慶年中、別勅願によって封戸を加え、神位を増したことが見えている。これは将門の乱の鎮定のため、とくに祈願をこめたのであろう。



第 5 図 吉田神社の台地 圏点内が社地

この建暦三年の官宣旨は、同元年十月三日付で吉田神社々司が、神殿破損の際は吉田・那珂郡に仰せて造営させるのが例であり、国司がこれを支配してきたこと、四月の御祭の御供物料の粳一〇石は、那珂東・那珂西両郡が五石宛、毎年かかさず奉納してきたことを述べて、先例に任せて社殿の造営を国司に命ずる宣旨を給わりたいこと、官使を下して両郡の御供物料を催促されたいことを請うたのに対して二カ条ともこれを許している。



第6図「小槻隆職の告文」

(写本) 建久年間カ、

古田神社文書 (彰考館所蔵)

社司が社殿の造営を請う理由は、「建久造営」の「後廿廻之星霜」を経て、つまり、建久年間（一一九〇 - 一一九八）の造営の後、すでに二〇年になるということであった。そこで吉田神社文書の年月不詳の小槻隆職の告文をみると、長寛元年（一一六三）に遷宮のあったこと、その後に社司等の請いにより、「先例に任せて」造営の宣旨が下ったこと、その宣旨によって「国司社家等、新たに営み奉りて」、「去四月一日□（おそらく起功を意味する文字）」、九月八日上棟し、「来十二月十六日」遷宮の予定であることが記されている。したがって、この告文は建久年間のものである。長寛元年から二〇数年後であり、建暦元年より二〇余年前のことになるから、「建久造営」の遷宮の際の告文であるとして、前後たがいに照合するのである。この告文によれば、「建久造営」の時も先例によって宣旨が下され、国司・社家がこれに当たったという。先例とは、この場合直接には長寛元年の例をさすであろうが、

長寛の造営もまた先例に則（のつと）って行われたに違いない。また造営が吉田・那珂両郡に課せられるという先例も、遠く遡ぼるであろう。ともかく何時ごろからか、吉田神社の社殿は、二〇年毎に、吉田・那珂両郡に課して、国司の支配に従って新造されるようになったのである。その時期は明らかでないけれども、平安時代の末期から、鎌倉時代の初めにかけて、すでに行なわれていたことが確認できるのである。長寛・建久・建暦の事例がそれである。律令の規定における国司の職務の筆頭にかかげられているのは、実に管内の祠社を掌ることであるから、あるいは吉田神社が官社に預かり、名神大社に昇格した平安時代の初期に、国司の責任において式年遷宮のための造営を行なう例が、すでに開かれていたかもしれない。

寛治四年（一〇九〇）付の吉田神社文書（28）には、貞観十四年（八七二）に寄進された租穀について、「諸雑舎修理料」の内訳も記されている。これによって平安時代の吉田神社の規模の概要を知ることができる。その項目をあげると、□殿・飯宮・御財倉・□門・中門・東□殿・南屋・□片祭殿・掃治（ママ）・御殿御前仁門二本である。貞観年間から寛治年間に到るまで約二二〇年の間には、変化もあったであろうが、ともかく「名称千古に聞え、今靈異都鄙に顕わる（29）」というにふさわしい、堂々たる構えであったことが察せられる。また建久造営の際の遷宮に神前に捧げた品々は、小槻隆職の告文によれば、[ ]幣五棒・五色幣帛五前・御鏡四面・鈴十口・御杵十柄・銅御器五口・同御蓋廿一口・御箸五口・御簾五間・御帳三流・赤地唐錦一枚・縵縵端（うんげんべり）御畳三枚・獅子、狛犬各一頭・種々乃神宝・御装束・禰宜明衣等・馬一疋であった。当時の盛儀の有様が察せられよう。



第7図 吉田神社境内の現況 左下は灯籠 一宮内町一

また寛治四年の宣旨(30)は「諸雑舎修理料」の内訳とともに、「数度祭会」料の配分も記している。その項目をみれば平安時代の祭典の概要を知ることができる。正月一日御祭・歳御祭・二月御祭・三月三日御祭・四月五日御祭・五月五日祭(ママ)・六月依那布上祭・七月御祭・八月新物祭・九月祭・十一月御祭序神久羅・里ニ(ママ)祭が項目の前半に記されている。これらは恒例の祭典であろう。後半には飯宮祭・久神久祭・朝祭・千五百集神祭・国主御祭・坂戸祭・ニ神御祭の項目が記されている。これはおそらく臨時および末社の祭典であろう。なお久安五年(一一四九)二月二十九日付の小槻宿禰の下知状(31)には、「供

神物并春季仁王会料等」とみえているから、神仏習合の風潮によって、仁王会のような催しも行なわれたのであろう（次節、次章第二節参照）。

- 注 (1) 「続日本後紀」 卷一六
- (2) 「類聚国史」 卷一〇
- (3) 宮城栄昌氏著「延喜式の研究」 論述篇第三篇第四章第二節「神名帳の成立」の考証による。
- (4)・(7) 「文徳実録」 卷九
- (5) 以下、吉田・鹿島・筑波三神の神位・社格の記述は、すべて「続日本後紀」・「文徳実録」・「三代実録」の同年条による。
- (6) 以下、建部・大高山・苅田嶺三神の神位・社格についても(5)と同じ。
- (8) 「三代実録」 貞観八年正月二十日条。
- (9) 「吉田神社文書」 左弁官下す、常陸国吉田社、雑事三箇条
- (10)・(26)・(28)・(30) 吉田神社文書、冒頭に「宣旨」と記されている。
- (11) 実は戸口損益帳である。
- (12) 「続日本紀」 卷二二
- (13)・(14) 「類聚国史」 卷一九〇
- (15) 「三代実録」 卷六
- (16)・(19) 「寧楽遺文」 補遺一所収
- (17) 「大日本古文書」 一五所収
- (18) 同三、「寧楽遺文」 下所収
- (20) 続日本紀」 卷三七
- (21) 大塚徳郎氏「丈部・吉弥侯部について」（「歴史」第五輯）はこういう考え方をしているが、次に述べるように誤りである。なお西岡虎之助氏著「荘園史の研究」下巻一「坂東八ヶ国における武士領荘園の発達」は、吉美侯氏ないし吉美侯部氏を土着の旧氏族の代表とし、「子

孫は常陸国を根拠として諸国に繁衍した（吉田文書）。移住者はその数が多く、大部分は国造となっていると。」主張している。しかしながら吉田神社文書にはそういう見解を支えるものが見当たらないし、また移住者が国造になったという史料もない。おそらく何かの誤解であろう。

(22) 「日本後紀」 卷一四

(23) 「続日本紀」 卷三五および日本後紀卷五

(24)・(25)・(26)・(27)・(29) 「吉田神社文書」、建暦三年四月十五日、  
「左弁官下す常陸国、雑事二箇条」

(31) 「吉田神社文書」



### 第三節 吉田社領と薬王院

#### 律令機構による神社経済

平安時代初期の吉田神社の経済が、何によって支えられていたかは、明らかでない。もちろん吉田神を奉斎し、神威を仰ぐ人々の奉仕によっていたであろう。神田なども寄進されていたかもしれない。また管内の祠社を掌ることは、律令の規定で、国司の職責の筆頭にかかげられているし、宝亀七年（七七六）四月十二日の太政官符は神社の清掃と祭事の潔斎について、国司に監督させその結果を報告することを命じ

(1)、弘仁三年（八一二）五月三日の太政官符も、国司に毎年しばしば神社を巡検して、封戸の無い神社の修理を禰宜（ねぎ）・祝（はふり）などに行なわせることを命じ、もし非常の災害にあったやすく修理できないときは、政府に報告することを指示している(2)。吉田神社の禰宜・祝等も、国司の監督を受けながら、神域・社殿を維持したのであるろう。しかも吉田神社の神威が高まり、名神大社に列するようになるにつれて、社殿・祭祀の維持は、一地方ではなく、国家的規模において行なわれるようになったであろう。貞観十四年（八七二）の新羅国の海賊撃退の祈願を機として、租穀八三〇束が寄せられたというのも、その現われである。租穀はむろん常陸国の田租の穀であったに違いないし、これを貯蔵する正倉は郡毎に建てられていたのであるから、那珂郡の正倉から支出するものであったと考えてよい。八三〇束という量は、当時の労賃にすればおよそ八三〇日分（平均一日一束）にあたり、今の量にすれば一六石六斗（一束は今の二升余）になる。これが祭典および社殿修理の費用として奉納されることになったのである。諸国の貯穀は当時ことごとく朝廷の所有であったから、いわば吉田神社の維持費は国費から支出されることになったのである。

続いて天慶年間に別勅願により封戸（ふこ）（その戸の貢納物を所有者に与える）が加えられたという。神社に寄せられる封戸の数は一般の例をみると多くはないから、この場合も十戸を単位とするかそれ以下であったと思われる。またおそらく吉田郡・那珂郡内で封戸の指定があったであろう。制度の上では、封戸に当てられた戸の租・調・庸は、国司が徴集して、封戸の所有者に納入することになっている。しかしすでに律令制度の崩れていた時代のことであるから、あるいは吉田神社の社司が直接に封戸から徴集することを認めていたかもしれない。あるいは貢納の責任を封戸ではなく、郡に負わせていたかもしれない。他にこういう例が多いのである。

このような租穀の寄進と、封戸よりの貢納とは、いずれも国家によって支給された吉田神社の維持費であり、律令制度にもとづくものであった。平安時代の中期になると、律令制度は変質し、解体していくのであるが、先例・傍例はあくまで重んぜられた。したがって租穀も封戸の貢納物もおそらく前例によって、形を変えて吉田神社に納入されたであろう。吉田神社の神威は高く人々は神の崇りをおそれた時代である。租穀は吉田・那珂両郡の正倉から支出するのが先例であり、封戸の貢納物もこの両郡が負っていたとすれば、郡・郷の負担として引きつづき納入されたであろう。建暦三年（一二一三）の左弁官下文（3）に見えるような、御供料を那珂東・那珂西両郡に奉仕させてきたという先例は、その一つの現われである。しかも官使を下して貢納を催促することが許されている。これは平安時代初期に、国司の監督のもとに那珂郡が御供料を納入していた、という事情があったからであるに違いない。

また平安時代初期では、国司に社殿を清浄に維持する責任があり、非常の災害にあつて容易に修理できない場合は、政府に報告してその

指示をまたねばならなかった。おそらく必要があれば公費をもって修理させる処置をとったであろう。しかし当時の掘立式の神社建築は、ある年月がたてば修理できなくなって、新築しなければならなかった。吉田神社は名神大社であり、常陸国では屈指の官社であるから、社殿は清浄に維持しなければならない。新築に当たっては神社の収入を挙げ、地域の人々の貢献を尽したのであろうが、朝廷もまた宣旨を下して国司にこれを監督させ、公費をこれに支出する処置をとったであろう。公費として具体的に考えられるのは、那珂郡の正倉にたくわえられた正税である。当時の実状をみれば、那珂郡内に行なわれた官稲出挙による収入であったろう。これもまた平安時代の中期には前例として踏襲されたに違いない。つまり造営に当たっては、国司に宣旨が下り、吉田・那珂両郡にこれを課するという流例は、明らかに律令機構の下における造営の方法にその源を発するのである。

## 社領の成立と発展

平安時代初期の吉田神社の神田については明らかでないが、律令土地制度の崩壊とともに、しだいに社領の庄園が成長していったであろう。班田収授制は、まず畿内諸国から崩れはじめて、地方諸国に及ぶのであるが、常陸国の場合も例外ではなかった。弘仁九年（八一八）九月十日に、常陸国司が、帰化して年久しい蝦夷には口分田を授け、六年を経過すれば田租を徴収することになっているけれども、常陸国の該当者はなお貧窮であるからこれを免除すべきである、と申立てて許されている（4）。したがって当時班田制が実施されていたことは確かであろうが、その後にこれを推察するに足る史料がないし、全国的にみても、延喜二年（九〇二）の班田の施行を命じた官符（5）を最後に、関係史料は姿を消すのである。

班田制の崩壊とともに発達するのは、庄園制である。吉田神社の社領庄園は、寛治四年（一〇九〇）宣旨（6）に記名のある宮司吉美侯氏と大祝大舎人（おおはふりおおとねり）氏とによって管理・経営されてきたと思われる。ところが承安二年（一一七二）の左弁官下文（7）は第三条で次のように述べている。

応（まさ）に永く国司の妨を停止（ちょうじ）し、左大史小槻宿禰隆職の子孫をして相伝社務を知行せしむべきの事

右同前解状（げじょう）（吉田神社々司の承安元年九月十九日の解状を指す）を得るに云う。謹みて案内（あない）を検するに、当社吉美侯氏を以て社宜と為し、社務を行わしむる所なり。而るに世澆季（ぎょうき）に及び。人凶悪を好み、在庁官人非法の国役を宛て課し、都て諸人限り有る神境を狎れ好む（押し妨ぐ力）。茲に因りて去る長承の比（ころ）、事故有りて当社々務を以て左大史小槻宿禰政重に寄せ付せり。其後相伝して社務を執行す。当社の部要乱れざるは、只此人に在り。望むらくは官裁を請い、永く国司の妨を停止して、隆職の子孫をして社務を執行せしめんと欲すてへり、と。同（権中納言源朝臣雅頼）宣す。勅を奉（うけたまわ）るに請に依れてへり。（原文は漢文）

つまり、吉田神社々司の解（げ）状（下級官庁が上級官庁へ提出する文書を解という）はこういつている。当社は吉美侯氏に社務を行なわせてきたけれども、末世になったため、在庁官人が不法な課役を割当ててくるし、その他にも神境を乱すものがあるので、去る長承年間（一一三二-一一三四）に、社務を小槻政重に寄進し、その後、代々小槻氏が社務を執っている。当社が他から妨害をうけないのは、まったく小槻氏の力によるものである。そこで太政官の裁断によって、永く国司が吉田社領に干渉することを禁止し、小槻隆職（政重の子）の子孫に社務を執行させて欲しい、と。

「非法の国役」つまり「国司の妨」の具体的内容については、この承安二年の下文の第一条および第二条に掲げられた社司の解状に詳しく述べられている。第一条は代始大神宝使以下、五体御下（トカ）祓役などを吉田社に課することの禁止を申請している。これについては、本官の下文も、数代の国司の許可も得ているのに、国司が交替するとき、左庁官人らが「是非を論ぜず、役を社境に宛て課し」神事を騒動させるから、この課役免除の特権を再確認されたいというのである。第二条は同社領に対して、勅事の国役を免除することを申請している。これについては、「神田は不輸の地」であり「神人は不課の民」であるから、勅事の国役も課すことはできないのに、「伊勢二所大神宮役夫工・造内裏・大嘗会の時」、課役を割当てるのははなはだ不当であるとして、その免除を請うている。

こういう条々をみると、平安時代末期の吉田社領には、すでに不輸租、つまり租税免除の特権が与えられ、国司は社領の土地及び社領地の住民に対して課役を割当てることができなかつただけでなく、臨時の特別な負担さえ課することができなかつたようである。伊勢神宮の造営・内裏の造営および大嘗会の費用は、いずれも臨時のものであり、全国に割当て、国衙の支配に属する公領はもちろん、不輸租の特権をもつ庄園に対しても、あまねく賦課する建前であった。したがって、国衙の在庁官人等がこれを吉田社領に課したのは当然であったが、それをも免除されるよう申請して許可を受けているのであるから、社領の不輸租権は、すでに古くまた確かなものであったに違いない。

しかしながら在庁官人等は自己の勢力を拡張するために、すでに不輸租の特権を得ている庄園に対して、あらゆる機会に課役を割当てようとする。これを庄園側では国司の妨げと呼び、さらに当然負担すべきものまで免がれようとする。

ところで、長く吉田社領を管理していた吉美侯氏は、平安時代末期に及んで、在庁官人の社領に対する課税、他の豪族の社領への侵入を阻止する力を失ったので、社務を小槻氏に寄付することになり、その力によって社領の権利を確保したというのが、この社司の解状第一条に見える社務交代の実状であったに違いない。小槻氏は近江国出身であり、平安時代の初期以来、太政官の文書を掌る左大史を世襲し、官務家として聞え（8）、明治に及んだ家柄である。社務の具体的内容は、祝・権祝などを任命して祭事に当たらせることと（9）、田所（たどころ）を任命して社領の経営に当たらせることである（10）。ともかく社務を小槻氏に寄進し、その保護によって、在庁人に対して社領の権利を確保したのであるから、こういう場合の一般的な呼び方からいえば、同氏を領家（りょうけ）と仰ぐことになったのである。領家に対しては、社領から毎年絹四〇疋を貢納するのが例であったという（11）。

### 祝・田所大舎人氏

ところで長承年間に、社務を小槻氏に寄付し、その保護をうけながら社務の実権をにぎったのはだれであろうか。宮内庁書陵部所蔵壬生文書の中の「宮中便補地別相伝輩并由緒有無事」という文書（鎌倉時代末期）には、「去る長承年中吉美侯氏人の寄附に依って」小槻政重が「件の社務」を執行し、息男隆職のとき、承安二年「本社の申請うについて」子孫（隆職流を壬生家という）相伝の宣旨をたまわったと記している。では社務を寄付したのは吉美侯氏であろうか（12）。しかしながら現地において同氏が社務の実権を握ったとすれば、形式上は当然、祝（はふり）なり田所なりに任せられなければならない。ところが祝と田所を兼ねて祭事と社領を実地に掌ったのは大舎人（おおとねり）氏（13）である。吉美侯氏は長承年間以後、全く吉田神社文書から姿を消

すのである。寛治四年（一〇九〇）のいわゆる宣旨に署名をしたころの「宮司正六位上吉美侯〔 〕」は、あるいはなお社務を実際に掌握していたかもしれない。しかし「大祝大舎人〔 〕」も着々勢力を貯えていたであろう。ともかくその後四〇余年を経た長承年間（一一三二-一一三四）に、実権を握っていたのは大舎人氏であった。吉美侯氏をしりぞけて、社務を小槻氏に寄付して領家と仰いだのは大舎人氏のほかに考えられない。また承安元年（一一七一）三ヵ条にわたる解状を提出した社司も実は大舎人氏であったに違いない。大舎人氏は正安四年（一三〇二）の平幹盛重弁申状（14）によれば、吉田大明神の「御垂跡（すいじゃく）以後八百余歳」の氏人であると称しているという。ともかく万葉集の天平勝宝二年（七五〇）に、筑紫に遣わされた常陸国の防人の歌の注に「右の二首是那賀郡上丁大舎人部千文」と見えているから、那珂郡を本貫とする大舎人部が、古くから存在したことは事実である。したがって、あるいは「御垂跡」以来の氏人と称し得る家柄であったかもしれない。

この大舎人氏が小槻氏を領家と仰いで、実地に社務をとった平安時代末期の吉田社領の状態について、その一面を物語るのが、久安五年（一一四九）二月二十九日付の二ヵ条からなる「左大史小槻宿禰」の下文（15）である。第一条に社領の四至（東西南北の境界点）内の堰を修理して、神田等を耕作することを命ずるものである。社領内の堰が去年破損したために田畑を作らず、その結果、定められた「供神物並びに春季仁王会の料等」にことかく始末である。これは住民等が貢納をこばむために、堰の修理をしないのであろうか。修造を怠たり田畑を作らないような者は、早く社領から追放せよ、というのである。第二条は久安初年の宣旨によって、「上下諸人、四至内に乱入し、濫行を致す」のを禁止している。このことについては宣旨がすでに下っているのに、

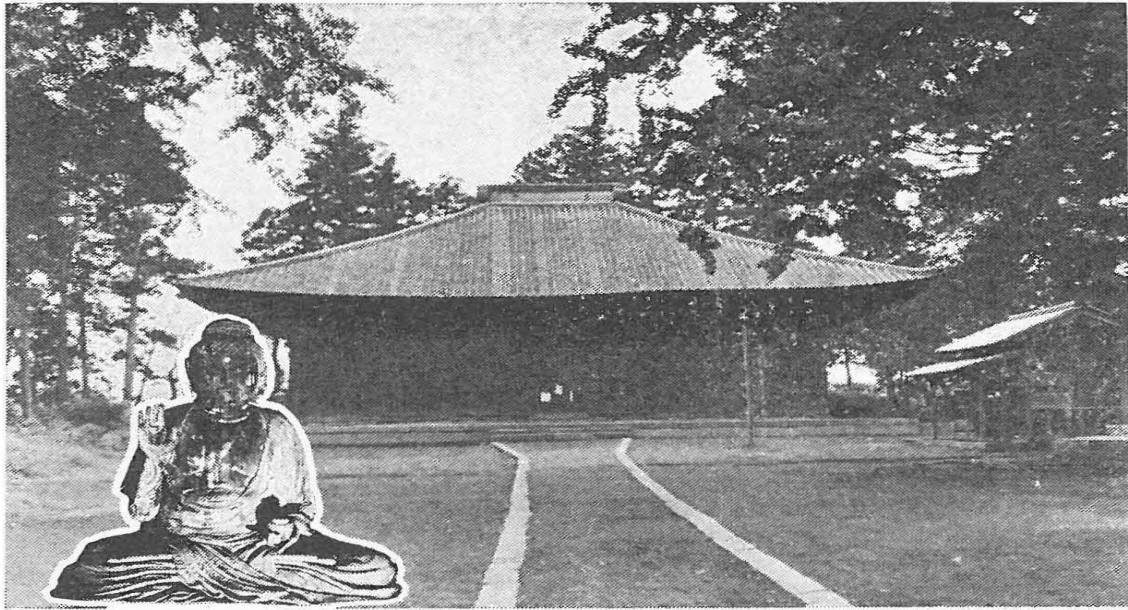
公領の公民や付近の庄園の住人が社領内で「権威を施し、傍（かたわ）ら濫行を致す」ということであるが、事実であるならばその住所・氏名を列記して報告せよ、もし知っていながら制止しない神人は重科に処する、というのである。この下文によって、平安時代末期の吉田社領は、区域も明確であり、田畑があり、用水施設を占有し、住民の貢納物を御供物や祭会料に当てていたことがわかる。ただしその地積は明らかでない。おそらく神社を中核として、吉田郷、あるいはその近郷を含むものであったろう。また、付近の公民・庄民が、社領に立入ることを禁ずる宣旨も得ており、社領は明らかに確立されていた。

平安時代初期以来の先例により、吉田・那珂東・那珂西三郡の負担する貢納物と社領よりの収入とによって、当時の吉田神社は維持されていたのである。

## 薬王院

吉田神社の神宮寺は、薬王院である。神宮寺とは、神願寺・神供寺・別当寺などともよばれ、神社に付属する寺院であって、供僧（ぐそう）が神前で読経・加持祈禱し香華を供して礼拝した。これは神仏習合（しんぶつしゅうごう）思想（神と仏は本来一体であるとして、神道を仏教にひき付けて説く宗教思想）によるものであるが、すでに奈良時代の初めから建立されている。常陸国でも、鹿島神宮の神宮寺である鹿島山大神宮寺（または大神宮御本地堂）は、宮司の解状によれば「天平勝宝年中（七四九―七五六）修行僧満願、此部（このくに）に到来し、神の為に発願し、始めて寺を建て、大般若経六百巻を写し奉り、仏像を図画し、住持すること八箇年、神以て感応」せられたことに起原するといふ（16）。





第8図 吉田薬王院薬師堂と薬師如来 薬師如来は県指定文化財 一  
元吉田町一

こうして平安時代初期に及んで、神は仮りに仏が衆生を救うために形をかえて現われたものであるという、いわゆる本地垂迹（ほんぢすいじゃく）の思想（神仏習合思想の基をなす思想で、仏は神の本地、神は仏の垂迹と考える）が盛んになると、神宮寺はしだいに増加した。諸国の名神大社はいずれも神宮寺を建立し、あるいは旧来の寺院をこれに当てるようになった。また供僧については、嘉祥三年（八五〇）五月十日には、「諸名神のため、七十人を度し、各神のために、発願誓念せしめよ」という制が下っている（17）。鹿島神宮寺に対しても、同年八月五日の太政官符は、宮司の請により、永く住僧を欠いていた同寺について、僧五人を得度させて供僧に当てることを許し、かつその手続きを国分寺僧に准じて行なうことを命じている（18）。こういう一般的風潮をみると、常陸国の他の名神大社にも、ぞくぞく神宮寺が建立されたと考えることができよう。

平安時代初期に、鹿島神宮に次ぐ神位が授けられていた筑波神社の

神宮寺は知足院である。もともと筑波山中禪寺と称し、また大御堂ともいう。寺伝によれば、延暦年中（七八二―八〇五）に徳一の開基したところであるという。元亨釈書（げんこうしゃくしょ）は徳一が真言宗の新疏を作って最澄（伝教大師）を論破したと記し、また「筑波山寺を關（ひら）く」と記している。そうすると、この寺伝は鎌倉時代以前にまでさかのぼるのである。いっぽう、吉田薬王院の開基もまた延暦年間と伝えられている。しかも注目すべきことには久安五年二月二十九日付の左大史小槻宿禰の下文（19）に、「春季仁王会料」が見えており、前後の文章から考えて、当時例年の行事として、春に神前で仁王経の読誦が修せられた事実がわかるのである。これは神宮寺の供僧によって行なわれたに違いない。そうすると神宮寺は平安時代末期以前に建立されていたと考えて差し障りないのである。おそらく時代の一般的傾向や、名神大社吉田神社の神威から推して、吉田神宮寺の開基は平安時代の初期であったと思われる。

神宮寺は天台・真言両宗のいずれかであるが、吉田薬王院は天台宗に属する。天台宗は平安時代から鎌倉時代にかけて、常陸地方にかなり強固な教団を組織しており、行方郡の西蓮寺、久慈郡の鏡徳寺、真壁郡の千妙寺・薬王院、河内郡の逢善寺などが、それぞれの地方の中心であったと思われる。これに対して吉田・那珂郡地方の天台教団の中心は、まさに吉田薬王院であった。このほか、天長年中に円仁（慈覚大師）を開山として建てられた栗崎仏性寺がある。なお市内元石川町の真言宗阿弥陀寺（無量院）は、もと円照寺と称し、桓武天皇の勅願によって開基されたという寺伝をもっており、初め天台宗であった。一方、鹿島大神宮寺・筑波山中禪寺は真言宗であり、真言教団も早くから常陸国に進出したであろうが、水戸地方には寺院建立のあとが明らかではなく、その周辺の常陸太田市の佐竹寺・勝楽寺、常北町上入野の小松

寺、古内の清音寺、笠間市の岩谷寺などの現存寺院が平安時代に開基されたと思われる。



第9図 佐竹寺 常陸太田市

なかでも佐竹寺がこの地方の真言宗の中心であったと考えられるが、同寺は寛和元年（九八五）花山天皇の勅願によって開基されたと伝えられている。また小松寺は平重盛（小松内大臣）の霊を弔うために同姓の（平氏）大掾多気義幹が建立したものであるという。

薬王院はいうまでもなく薬師如来を本尊とする寺院である。平安時代初期には、全国的に薬師信仰が盛んであったし、常陸国のこの地方でも、元来大己貴命（おおなむちのみこと）・少彦名命（すくなひこなのみこと）を祭神とする大洗磯前・酒列磯前両神社が天安元年（八五七）に官社に預かり、さらに同年に、両神とも「薬師菩薩名神」の号を与えられるなど、薬師信仰が及んだ著しい事例がある（前節参照）。吉田神宮寺は初めから天台宗の薬王院として建立されたのであろう。ちなみに熱田神宮の神宮寺である如法院も天台宗であり、かつ薬師如来

を本尊としている。

すでに平安時代初期の水戸地方では、繁栄の中心が渡里台地方面から、千波湖低地帯を越えてしだいに吉田台地方面に移動しており、その後この地方には、吉田神社の神威がおおうとともに、吉田薬王院および那珂湊の酒列磯前神社を中心とする薬師信仰が盛んであり、かつ吉田薬王院および元石川町の円照寺（阿弥陀寺）を中心とする天台宗が弘通していたのである。

- 注 (1) 宝亀八年三月十日、太政官符、「類聚三代格」卷一所引
- (2) 「類聚三代格」卷一
- (3) 租穀・封戸・御供料のこと、いずれも前節参照。
- (4) 「類聚国史」卷一九〇
- (5) 「類聚三代格」卷一五
- (6) ・(14)・(15)・(19) 吉田神社文書
- (7) 「吉田神社文書」、承安二年十二月二十九日下文
- (8) 小槻氏は左大史と算博士を兼任したが、長寛三年(一一六五)正月に、隆職と甥広房との任官争いの結果、壬生(隆職の流)の左大史、大宮(広房の流)の算博士に分裂した。しかし江戸時代に大宮が死んだので、壬生がまた算博士を兼ねて、明治におよび男爵を授けられた。
- (9) 「吉田神社文書」、建暦三年九月日神主散位小槻宿禰下文等
- (10) 「吉田神社文書」、文暦二年八月日主殿頭小槻宿禰下文等
- (11) 「吉田神社文書」、正治三年正月二十二日 造東大寺次官三善下文
- (12) 西岡虎之助氏著「荘園史の研究」下巻一 「坂東八ヶ国における武士領荘園の発達」は、吉田社領についても、かなり詳しい考察を加えており、参考になる点が少なくない。しかし吉美侯氏を過大評価するあまり、大舎人氏を無視する嫌いがあり、社務交代の事情を具体的に把握できないように思われる。実情は単に「禰宜吉美侯氏は、社務を

もって、京都の官務家である左大史小槻宿禰政重に寄附した」とみるべきではあるまい。

(13) (9)・(10) と同じ。

(16)・(18)「類聚三代格」、嘉祥三年八月五日付太政官符

(17)「文徳実録」巻一

## 第四節 平将門の乱と大掾氏の水戸地方進出

### 桓武平氏の坂東進出

平安時代中期以降の常陸の歴史に、大きな変化をひき起こしたものは、桓武平氏を中心とする武士階級の興起である。この新興階級というべき武士の活動によって、常陸の天地には新たな時代が始まった。その新たな潮流は、常陸の南部から水戸地方にまで及んだ。

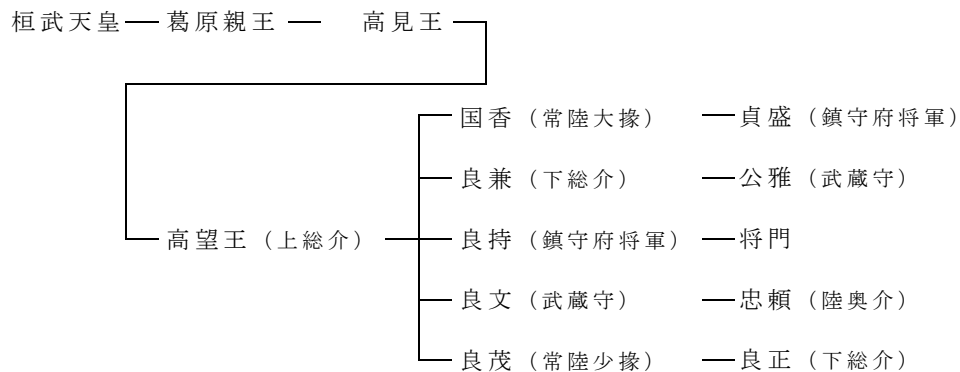
当時、坂東（ばんどう）と呼ばれた関東地方は、武士階級の新興の勢いが最も盛んであったが、その中心勢力は、諸国の国司として赴任してきた皇族、その子孫の平氏・源氏、および藤原氏の支族の人々であった。彼らは国司の解任交替ののちも任地に土着し、その子孫らはそのまま国衙の役人として国務をつかさどるものが多くなった。彼らは在庁官人（ざいちょうかんじん）（略して在庁）と呼ばれ、「上総介」「常陸大掾」などの職名が示すように、律令体制下の地方官庁内に自己の地盤を築いた。そして職権と声望とを利用して、私有地（名田（みょうでん））を開き、多くの従者をひきいて私兵を養い、族党を形成した。

これらの新興族党のうちで、もっとも早く土豪としての地盤を築いたものが、桓武平氏である。桓武平氏の坂東進出は、寛平元年（八八九）桓武天皇の曾孫高望王の上総介就任にはじまる。高望王の子に、国

香（良望）・良兼・良持・良文・良茂らがあり、かれらは、それぞれ常陸大掾・下総守・鎮守府将軍・武蔵守・常陸少掾などに命ぜられて、任国に土着した。当時、上総と上野と常陸の三カ国は、親王の任国であり、「守（かみ）」すなわち国衙の長官となった親王は、任国に赴任しない定めであったため、その実務は、もっぱら次官としての「介（すけ）および「掾（じょう）」らが代行することになり、かれらの勢力は守（かみ）に相当するに至った。高望王は、在任中に上総・下総・常陸に広大な私有地を開き、これらをその子らに分与した。すなわち、国香（良望）は常陸国真壁郡石田（真壁郡明野町石田）を、良兼は真壁郡羽鳥（真壁郡真壁町羽鳥）を、良持は下総国豊田郷（結城郡石下町）を、良文は筑波郡水守郷（筑波郡筑波町水守）をあたえられた。

こうして桓武平氏の一族は、主として坂東の東部・中部・南部の諸国（常陸・上総・下総・安房・武蔵・相模）に繁栄した。さらに、桓武平氏とほぼ時を同じくして、坂東北部の国々（上野・下野）には秀郷流藤原氏が勢力をのぼした。また、これら平氏・藤原氏の発展にややおくれで、坂東一帯に勢力をのぼしてきたのが、清和源氏であった。常陸に最も強く勢力を扶植したのは、これらの三氏のうち、桓武平氏の国香（良望）系の人々であった。その略系（1）を次にかかげる。

第2表 桓武平氏略系図



## 平将門の乱

承平五年（九三五）から天慶三年（九四〇）にわたって起こった平将門の叛乱は、常陸における武士階級の成長に重要な意味をもつものである。将門は、延喜の初め頃（十世紀の初め）、鎮守府將軍良持（一説に良将）を父として生まれた。良持は、下総国豊田郡に館を構えて、未墾地を開発して私有田を経営し、下人や農民を従え、一族および近隣の土豪と勢力を争った。将門は、父の死後上洛して摂政藤原忠平に仕え、檢非違使（けびいし）になることを望んだが、その志を遂げることができず、やがて下総に帰り、父の遺領である下総の豊田・猿島（さしま）・相馬三郡を支配しようとした。しかしこの三郡には、かれの伯叔父にあたる国香・良兼・良文・良茂らの所領が散在していたので、父の遺領の継承をめぐる、将門と伯叔父との間に争いが起こった。

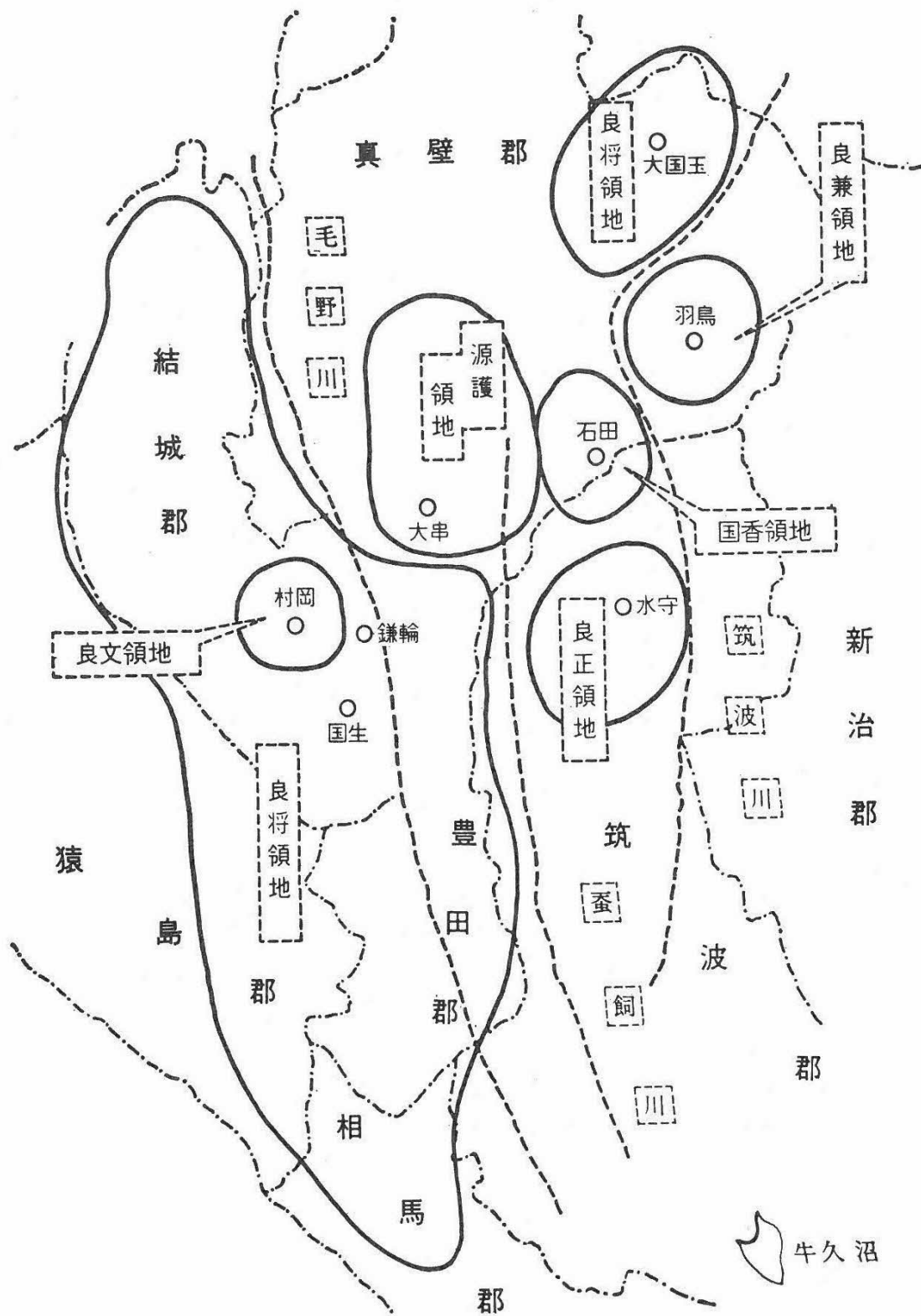
時に嵯峨天皇の子孫である源護（みなもとのまもる）は、前常陸大掾として新治郡大串（下妻市大串）に拠り、その娘たちを良兼・良文および貞盛（国香の子）らにめあわせて、平氏一族と接近していた。将門はこの源護とまず衝突し、承平五年（九三五）二月、源護の三子を殺し、源護に味方した国香をも石田に自殺させた。三人の子を失った源護と、

父を失った、平貞盛は、将門の不法を京都の朝廷に訴えた。そして、貞盛は叔父良兼・良文らとともに将門を攻めたが、これに勝つことができず、天慶元年（九三八）には、敗れて京都に走った。そして貞盛が朝廷から将門討伐の官符を受け、常陸大掾に任ぜられて帰国するに及んで、将門と一族間の紛争はさらに拡大した。

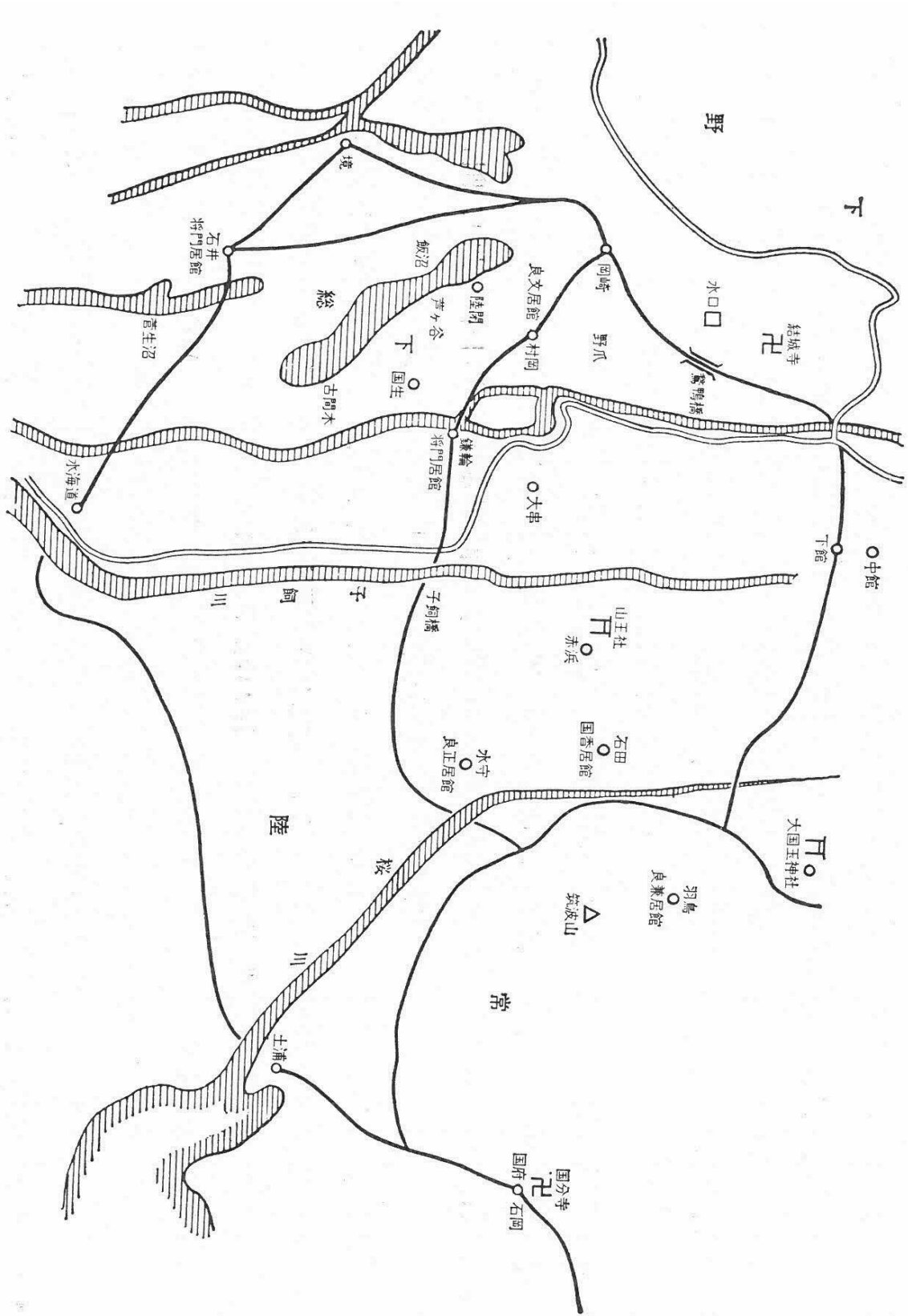
この頃、新任の武蔵国司興世王（桓武天皇の子孫である伊予介村田王の子）は、清和源氏の武蔵介源経基と争い、国司の地位を追われたので、朝廷へ不満をいだいて、将門のもとに身をよせた。また常陸の豪族藤原玄明（はるあき）は、常陸介藤原維幾（これちか）と衝突し、豊田郡にのがれて将門をたよった。常陸介藤原維幾の妻は、平高望王の女であったので、将門と敵対した貞盛は、維幾と結んで常陸国府（石岡市）において自己の地位を固めて、将門に対した。こうして朝廷および地方国衙の支配に反抗する人々が、次第に将門のもとに集まったので、将門の行動は、当初の平氏一族間の私闘から、いまや反国衙・反朝廷の叛乱へと拡大しはじめた。

天慶二年（九三九）十一月、将門は精兵千余人で常陸国衙を攻め取り、さらに「国を取るも事已に軽からず、むしろ八州を取って形勢を見るに若かず」と、興世王にそそのかされて、十二月には下野と上野の国衙を攻めて、その国司らを追放し、上野国衙で、「新皇」の位につき、彼の従者となった諸国の土豪を関東各国の国司に任命し、豊田の本郷（結城郡石下町向石下）に帰って、王城建設の夢をえがいた。





第 10 図 将門の乱要図 (1)



第10図 将門の乱要図(2)

天慶三年（九四〇）正月、坂東大乱の報を受けた京都では、神社・仏閣に逆賊調伏を祈り、二月には参議藤原忠文を征夷大將軍に任命して、将門追討に出発させた。しかし忠文らが坂東に着く前に。国香の子貞盛は、下野国の押領使藤原秀郷の協力をえて、将門を下総幸島（さしま）に攻め殺してしまった。時に天慶三年二月十四日であり、つづいて将門の従類や興世王らも殺され、その軍勢は打ち散ってしまった。こうして常陸では将門の乱後、平国香・貞盛系下の桓武平氏が、その勢力を伸展することとなった（2）。

### 蒜間の江の辺り

将門の乱は水戸近辺にも波及した。天慶三年（九四〇）正月中旬、将門が五千の兵をひきいて常陸国に侵入したとき、那珂・久慈両郡の藤原氏は、国境に将門を迎えて饗応した。この勢いに圧倒された平貞盛は所在をくらましたが、貞盛の妻と源扶（みなもとのたすく）の妻の二人は吉田郡蒜間（ひるま）の江辺（えのほとり）で捕えられてしまった（3）。吉田郡蒜間の江とは、現在の涸沼（ひぬま）であろう。おそらく、貞盛と源扶の妻は常陸国府を追われて東北に向かって逃げ、涸沼の辺りで生捕りにされたのであろう。

二人が捕えられた地点について、「新編常陸国誌」は、那珂湊に平国香の墓と伝えるものがあるのを理由に、平戸（東茨城郡常澄村）を貞盛宅の旧址に擬して、平戸説をとっている。しかし、国香の墓と伝えられるものは、後世の仮託であろうから、この説はあまり信用できない。それよりも、やや有力と思われるのは、涸沼の北方中石崎（東茨城郡茨城町）の升原説であろう。升原には、もと柏原大明神があり、この社（やしろ）はのちに那珂湊に移されて檀原大明神と変わったのであるが、柏原大明神は、桓武天皇を祀った社であるので、国香や貞盛に無縁で

はない。しかしこの升原説も確証があるわけではなく、二人が捕えられた土地を現在の地名に比定することはできないが、涸沼の地方に逃げて来たのは、この辺に彼らの所領があったためではなかろうか。

この時、捕えた将門と捕えられた貞盛・源扶の妻たちとの間に、つぎのような物語が伝えられている。二人の女は将門の面前に連れてこられて、訊問をうけたが、貞盛の妻はとくに美女であったので、将門の従者らはこの二人の助命を願った。将門もこの女性に想いをよせ、「女人流浪せば、本属に返すは法式の例なり、また鰥寡（かんか）孤独に優恤（ゆうじゅつ）を加うるは、古帝の恒範なり」といって一襲（かさね）の衣を与え、一首の歌をもってまず貞盛の妻に心を問うた。その歌は、「よそにても風の便りに吾そ問ふ枝離れたる花の宿りを」というのである。これに対して、貞盛の妻は、「よそにても花の匂ひの散り来れば我が身わひしとおもほえぬかも」と和した。また源扶の妻は、一身の不幸を恥じ、人に託してつぎのように歌った。「花散りし我が身もならず吹く風は心もあへきものにさりける」と。この二人の女性の歌によって人々の心はやわらぎ、将門のよこしまな心も消えてしまったという（4）。涸沼の風光とこの物語とを考えると興味ぶかい。

## 常陸大掾氏の発展

将門の乱後、坂東の疲弊ははなはだしく、公田は荒廃し、庄園が増加した。そしてこんどは、房総地方に平忠常の叛乱が起こった。忠常は平良文の孫忠頼の子であり、下総相馬郡を根拠地とし、その乱は万寿四年（一〇二七）から長元四年（一〇三一）に及んだ。この乱によって上総国のごときは二万余町の田が、現作わづかに一八町余に荒廃したといわれるほどであった。この叛乱の鎮定には源頼信が功を立てたので、これより坂東武士は、源氏により強く支配されるようになった。そし

て、前九年（一〇五一～六二）・後三年（一〇八三～八七）の両役に、頼義・義家の威望は坂東武士の間にますます高まり、源氏は武門の棟梁としての地位をかためた。その頃の常陸大掾氏が国内の郡郷に確固たる地盤を拡大していった。

常陸大掾家は貞盛の父国香にはじまる。貞盛が将門の侵攻に対して大掾家を守って以来、その声望は増した。しかし、大掾氏が常陸国に定着して一大豪族となる基盤を開いたのは、貞盛の子（一説に、貞盛の弟繁盛の子ともいう）維幹（これもと）である。常陸大掾伝記によると、「此御代（維幹の代）当国ニ御住居シ玉ヘリ、水漏大夫殿ト申」とある。維幹は、はじめ筑波郡水守（みもり）（筑波町水守）に住み、のちに筑波郡多気（たき）（筑波町多気）に移り、常陸平氏の本家となった。大掾維幹は、長元四年、源頼信が平忠常の乱を平定したとき、頼信の馬前に馳せ参じたといわれている（5）。維幹から為幹・重幹とつづき、次の致幹（むねもと）の代には後三年の役に参加している。致幹系の惣領は、多気に居住し、多気権守・多気太郎を称して、直幹・義幹（良幹・多気大掾）に至った。

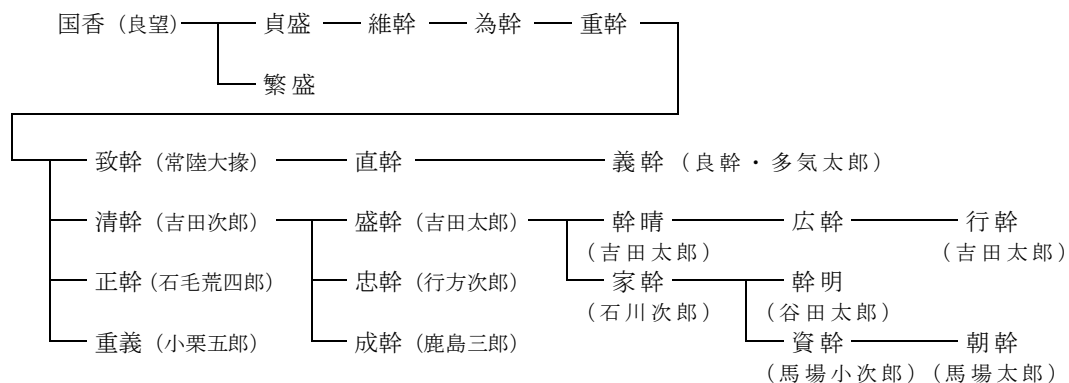
また奥州後三年記によると、後三年の役の発端は、常陸国の猛者多気権守宗基（致幹）の娘と源頼義との間に生まれた女子が美女であり、これを清原真衡の養子である海道小太郎成衡に嫁せしめた際、その婚礼の儀から起こった争いであったと伝えている。この事の真否はともかく、常陸大掾家が維幹から致幹に至る時代に、すでにいち早く源氏との親密な関係を結んで、その勢力をのばしていったことを推測できよう。

致幹の兄弟らは、水戸および結城・真壁方面に進出した。とくに、清幹は吉田次郎といい、その三子は吉田太郎盛幹・行方次郎忠幹・鹿島三郎成幹で、それぞれ吉田・行方（なめがた）・鹿島氏の祖となった。盛

幹の子が、吉田太郎幹晴（幹清ともいう）と石川次郎家幹であり、「吉田・石川の両頭」とよばれて、この子孫は、水戸を中心とした吉田・那珂両郡にひろがった。とくに家幹の十人の男子は、鎌倉時代になって、吉田郡下の郷地頭として発展した。そのうち、次男の資幹は、建久四年（一一九三）に、常陸大掾家の本宗を継承して、いわゆる馬場大掾氏の祖となった。（第六章第一節参照）。

このようにして、常陸大掾氏は国香・貞盛の代より二百年間に、常陸各郡に子孫を分封して、族党勢力をのぼしていった。それは維幹より致幹に至る時代に、いち早く源氏を棟梁と仰いだ結果であるといえよう。次に常陸大掾略系図（6）をかかげておく。

第3表 常陸大掾略系図



### 三個の経筒

ここに平安時代の豪族武士の富力と信仰とを示す歴史的遺物を語ることにしよう。それは土中から発掘された三個の経筒である。

まず、後三年の役（一〇八三～八七）に、八幡太郎義家に協力した常陸大掾平致幹が、大檀那となって奉納した経筒二個が、大掾氏の本拠新治郡新治村の東城寺で発見されている。その一つは、保安三年（一一二二）のものであり、針書きで

保安三年大歳壬寅八月十八日甲辰

如法経書写供養願主

聖人僧明覚・大檀越平朝臣致幹

為□法界衆生平等利益所

奉遂果如右、敬白

とある。もう一つは天治元年（一一二四）のものであり、刻銘で

天治元年歳次甲辰十一月十二日乙酉

奉安置銅壺一口

行者延暦寺沙門経暹

大檀那蔭子平致幹

銀作（ママ）三国将時

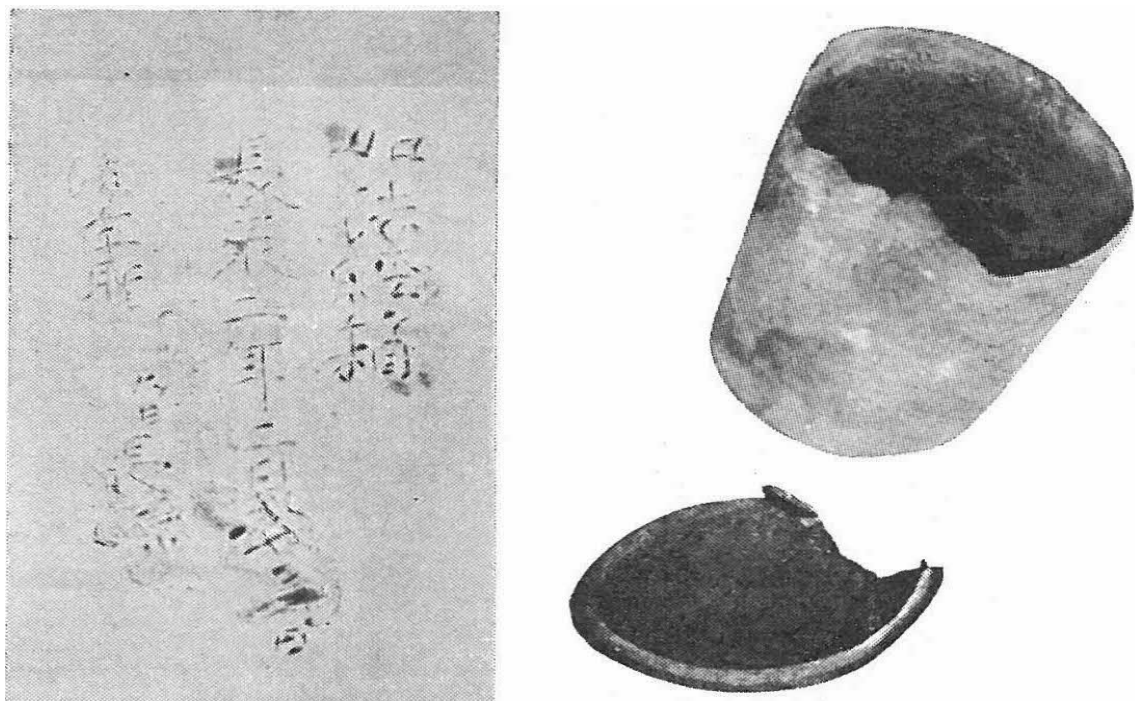
と見えている（7）。

経筒とは元来書写した経文を入れた銅製の筒であって、これを土中に埋めて供養するのである。その塚を経塚という。平安時代から「如法経」といって、一定の儀式により書写した法華経などを入れる風習がひろがった。この風習は末法到来の思想にもとづくもので、弥勒（みろく）菩薩がこの世に現われて、末法を転じて正法に復すときのための作善供養である。多くの場合、供養者の本拠の地や墳墓の地に近い適当な土地をえらんで、これを埋めるのである。経筒は瓦経（瓦面に経を記したもの）や石経（石面に経を記したもの）などとは違って、簡単に作ることができるものではない。これを作り得る者は、それだけの資力のある者、すなわちその土地の豪族と考えねばならない。また仏教の信仰の篤い人物であり、その地方に仏教が行なわれ、仏寺も建立されていたであろうことも推測される。この経筒の銘に記された明覚（みょうかく）・経暹（けいせん）は、天台宗の僧であり、とくに経暹は延暦寺から来た人物である。大掾氏の招きで常陸に下向したのではなか

ろうか。

東城寺出土の二つの経筒は、当時の常陸大掾氏の資力や信仰を、このように物語ってくれるが、他の一つの経筒は、水戸の台地から出土したものであるから、一段と興味深い。

江戸時代の貞享四年（一六八七）のことである。城下の神崎寺（真言宗）境内の妙法崎で、大風のため松の大木が倒れた。その根を掘ったところ、土中から一個の経筒が出て来た。唐金製で表面に「如法経箱」「長承二年」「法王聖」と三行の文字だけを読むことができた。蓋を開けば、内は空であったが、抹香のような香が満ちていた。住持宥賀はこれを光圀に献上した。光圀は宥賀らに命じて如法経を書写して経筒の中に入れさせ、また有志らにも法華の首題一篇づつを書かせて同じく入れさせ、筒を箱に納め、自作の「如法経筒記」を箱書きにして寺に安置させた。現在、この経筒は茨城県文化財に指定されている。



第 11 図 長承二年の経筒と銘文拓影

県指定文化財（天王町 神崎寺所蔵）



長承二年（一一三三）といえ、前記の平致幹の経筒より一〇年余り後である。この神崎寺の経筒を作った者は誰であろうか。神崎寺の昔の事は明らかでないが、この当時、この地に天台宗の寺院があったと思われる。この土地の近隣の豪族としては、平姓大掾氏の系と源姓頼信（頼光の弟）流とが考えられる。大掾系の吉田・石川らが吉田を根拠として水戸に進出したことは前に述べたが、長承の頃に、その一族が水戸の台地にまで勢力を及ぼしていたのであろうか。尊卑分脈によると、源頼信の五男に常盤（号国井）五郎義政と名乗る人物が見え、その子孫は国井氏を称している。「常盤」といえば、神崎のあたりは常葉（盤）郷であるから、あるいは、源姓常盤氏（国井氏）の存在も考えられる。しかし、いずれにしても確証は得られない。とにかく、長承の頃、水戸の台地に有力な豪族武士がおり、仏教信仰が行なわれていたことは推測してよからう。

## 一守長者の伝説

渡里の一守（一盛とも書く）長者の伝説もまた興味深い説である。

旧東茨城郡渡里村台渡里（渡里町）に、古くから長者山とよばれているところがある。ここには昔、一守（いちもり）（一盛）という長者の屋敷があり、八幡太郎義家が奥羽征伐のため、ここを通ったとき、長者は義家を饗応し、その十万人の兵士一人一人に品物を贈った。そこで義家は凱旋（がいせん）の途中、ふたたび渡里町に立ち寄り、「このような豪富の者は後日乱の基となるべき憂いあり」といって、長者の屋敷に火を放ち、攻め滅ぼしてしまった。このとき長者が投身したのが八幡河原で、袴塚の愛宕神社は長者の氏神であったという（8）。

この伝説は、いつごろから語り伝えられたものか不明であるが、一般に長者伝説は諸国にあり、長者屋敷の址といわれているものも諸所

に残っている。長者伝説にもいろいろとあるが、そのうち、市守長者の話は大和国などにも伝えられていて、水戸地方だけの伝説ではない。一守（一盛）は市守であろう。古代では諸所に市ができて、そこで物品の売買が行なわれたその市の管理者が市守である。したがって市守はその土地の豪家であった。

江戸時代の俳諧にも、市守長者のことが詠まれている。たとえば、承応元年の紅梅千句の付合（つけあい）に

前句 長者の家をつけるゆゆしさ

付句 市もりが壁の柱の根は朽ちて

とあり、また天和二年の五友房柳和句集に、

市守の長者屋敷の薄（すすき）かな

などに出ているから、ひろく語り伝えられた伝説である(9)。渡里の一守長者の話はこのような伝説の一つであるが、この土地が古代の交通路に当たっていて、市が開かれ、豪富の長者が住んでいた所と考えれば、ただ仮空の伝説として見すごすわけにはいかない。奈良時代からこの地には寺院が建てられ、郡の役所や郡領宇治部氏の屋敷の存在さえ推測されるのであるから（第四章第四節参照）、なにかの史実を反映したものかとも思われてくる。

もとより伝説は史実とは異なるものであるが、それを語り伝える住民の心が宿っており、それを聞く者の心を昔にひき付ける力をもっているから、郷土史ではそれなりに面白味が感ぜられるのである。

## 源姓佐竹氏と藤姓那珂氏

佐竹氏は、源義家の弟新羅三郎義光から出た名族である。義光は常陸介となり、その子義業は、保延年間（一一三五～四〇）に、常陸国久慈郡佐竹郷（旧佐竹村、常陸太田市）を領して来住し、大掾氏の女を妻

として昌義を生んだ。昌義の代になって、はじめて佐竹を称し、常陸に永住することになった。昌義の妻は、奥州の藤原清衡の子であった。このように、佐竹氏は南の大掾氏・北の藤原氏と結んで、近在の秀郷流藤原氏を圧迫して、その勢力をのばした。昌義の後は隆義・秀義とつづき、治承年間（一一七八～八一）には、その所領は常陸のいわゆる奥七郡（那珂西・那珂東・久慈西・久慈東・佐都東・佐都西・多珂）におよび、吾妻鏡に、その権威は境外に及んで郎従国中に満つ、といわれるほどに強力となった。なお、この北方の佐竹氏と時を同じくして、南方の信太郡には、源為義の子で、義朝の養子となった志田（信太）三郎先生（せんじょう）義広がいた。

秀郷流の藤原氏が、常陸国に来住したのは、秀郷の五世の孫公通の二子通延・通直のころからである。通延・通直はそれぞれ小野崎氏・江戸氏の遠祖といわれている。通延は、久慈郡太田郷（常陸太田市）にあつて太田大夫とよばれ、その孫通盛は、佐都西郡小野崎を本拠として小野崎氏を称するようになった。通直は、那珂郡河辺郷にいて河辺大夫とよばれ、その子通資は、那珂郷を本拠として那珂氏を称し、那珂川北岸の豪族となった。平安末期に至り、那珂三郎通泰は、那珂西（なかのさい）の館（東茨城郡常北町那珂西）を築き、弟能通に戸村を領させた。戸村は現在の那珂郡那珂町戸の地で、那珂西の館からは那珂川をへだてた真向かいの地であつた。藤原通延が久慈郡太田城を築いたのは、天仁二年（一一〇九）、藤原通直の死は天治元年（一一二四）、那珂通泰の那珂西館構築は久安五年（一一四九）、那珂能通の戸村館構築は永暦元年（一一六〇）と伝えられているが（10）、確實だとはいえない。しかし、水戸近辺の豪族としては、那珂氏は平安時代以来の旧族である。

以上、水戸周辺の武士の発生とその成長を見てきたのであるが、要

するに水戸周辺では、まず桓武平氏の大掾一族の進出がいちじるしく、つぎに、源姓佐竹氏の定住があり、また秀郷流藤原氏の下野国から那珂川流域への侵入があったことがわかった。これら三氏のうち、まず大掾氏が水戸を支配し、ついで、那珂（江戸）氏・佐竹氏の順で後年水戸を本拠とする人々が出たのであるから、水戸の領主は平氏・藤氏・源氏と移り変わったわけである。このように水戸を領する有力な領主勢力が水戸地域からは現われず、常に隣接の地域から侵入して来たこと、しかもその領主勢力がみな水戸の台地を重鎮と定めたので、しだいにこの台地が常陸国の中心へ上昇していったことは、武家時代の水戸史の大きな特色ではあるまいか。

注 (1)・(6)「常陸大掾系図」・「常陸大掾伝記」・「石川系図」など参照

(2)・(3)・(4)「将門記」による。

(5)「今昔物語」

(7) 竹内理三氏編、「平安遺文」金石文編、東京国立博物館所蔵

(8) 河原井誠氏「常陸の一盛長者」（民族と歴史七ノ一）

(9) 前掲、「民俗と歴史」所収、藤沢衛彦氏手記

(10)「姓藤原江戸氏斎藤系大譜」